

参議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会会議録第六号

平成九年四月十七日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

四月十六日
辞任 橋本 敦君
補欠選任 吉岡 吉典君

四月十七日
辞任 風間 昶君
補欠選任 荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長 倉田 寛之君
理事 石川 弘君

委員 永田 良雄君
野間 昶君
荒木 清寛君
泉 信也君
角田 義一君
齋藤 勲君
笠井 亮君
板垣 正君
加藤 紀文君
亀谷 博昭君
関根 則之君
成瀬 守重君
保坂 三蔵君
松村 龍二君
三浦 一水君
宮澤 弘君
山本 一太君
依田 智治君
吉村剛太郎君

国務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 池田 行彦君
文部大臣 小杉 隆君
国務大臣 (内閣官房長官) 梶山 静六君
国務大臣 (国家公安委員長) 白川 勝彦君
国務大臣 (防衛庁長官) 久間 章生君
国務大臣 (沖縄開発庁長官) 稲垣 実男君
政府委員 内閣審議官 及川 耕造君
内閣官房内閣外政審議室長事務 東 良信君
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 大森 政輔君
内閣法制局長官 伊達 興治君
警察庁警備局長

本日開会に付した案件

○理事補欠選任の件
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

防衛庁参事官 山崎隆一郎君
防衛庁長官官房 江間 清二君
防衛庁防衛局長 秋山 昌廣君
防衛施設庁長官 諸富 増夫君
防衛施設庁総務部長 伊藤 康成君
防衛施設庁施設部長 首藤 新悟君
防衛施設庁建設部長 竹永 三英君
防衛施設庁労務部長 早矢仕哲夫君
防衛施設庁総務局長 嘉手川 勇君
外務省総合外交政策局長 川島 裕君
外務省アジア局長 加藤 良三君
外務省北米局長 折田 正樹君
外務省欧亜局長 浦部 和好君
外務省条約局長 林 暘君
文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君
建設省建設経済局長 小鷲 茂君
常任委員会専門員 田中 久雄君

○沖繩米軍用地強制使用のための特別立法反対等に関する請願(第一六六号外一件)
○沖繩の米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の見直し、軍用地強制使用のための立法措置反対に関する請願(第二九一号外六件)
○駐留軍用地特別措置法の改定反対に関する請願(第九三三号外一三件)
○米軍用地特別措置法改正反対等に関する請願(第九七三三号)
○委員長(倉田寛之君) ただいまから日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会を開会いたします。
理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に荒木清寛君を指名いたします。
○委員長(倉田寛之君) 議事に入るに先立ち、大森内閣法制局長官より発言を求められておりますので、この際、これを許します。大森内閣法制局長官。
○政府委員(大森政輔君) 四月十四日の筆坂委員に對しましての私の答弁の中で、不適切な発言がございました。この点は、おわびし、取り消させていただきます。
○委員長(倉田寛之君) 日本国とアメリカ合衆国

との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○閣根則之君 外務大臣にお尋ねをいたしますが、おとといの大臣の御答弁の中で、竹島に関連しまして、安保条約の適用関係で従来からの竹島に関する政府の方針が変わったんじゃないかというように感じがちよつと受けとめられます。マスコミあたりもそんな受けとめ方をしているところもありましたので、変わったとは思いませんけれども、本当に変わったのかどうか、変わらないなら変わらないということを明確に明快にひとつ御答弁をまずいただきたいと思います。

○国務大臣(池田行彦君) 竹島に関する政府の立場は従来から全く変わっておりません。一貫したものでございます。

一昨日、私が当委員会におきまして御質問にお答えしましたところは、竹島が我が国の領土であるかどうかという問題と、それから安保条約、しかもその中でも第五条にございます日米共同対処の対象になるか、そういった意味で安保条約が適用されるかどうかと、この問題は二つ分けて御答弁申し上げた次第でございます。

まず、竹島が我が国の固有の領土であるという点は、もうここまで政府が一貫してこれを堅持してきたところでございまして、これは何ら変わることはありません。

ところが、御承知のとおり、この地域は韓国との間で係争の地域といましようか、そういった状態にございまして、残念なことではございますが、事実の問題として、我が国の施政が行われているか、施政が及んでいるかといえますと、残念ながらそれは言い切れない状態にある。委員御承知のとおりでございます。

一方、安保条約の第五条では、その適用される対象というのは我が国の施政下にある領域という

ことでございますので、領土かどうかという観点ではなくて、施政が行われているか、そういう観点から共同対処が行われる地域かどうかというところを考えると、こういう書き方になっております。そういったことで、事実の問題として、領土ではあるが施政が及ばない状態にあるのということとを申し上げたわけでございます。

大切なことは、そういった状態にある、事実の問題として我が国の施政を及ぼすことができない状態にある、この問題をどういうふうな我々として解決していくかというところが大切な点だ、こう存じます。

そういった点につきましては、従来から領有権の問題についての我が方の一貫した立場を踏まえましてこれまで努力をまいりました。今後とも、あくまで平和的な方法を通じてございまして、粘り強く努力を積み重ねまして、我が国の立場が実現するようにしてまいりたいと思っております。もとより、この問題に関して両国の立場が違いますが、全体としての両国関係を損なうことがあつてもなりませんから、その辺にも配慮しながら、両方において冷静に、そして粘り強く努力を重ねていくべき問題かと存じます。

最後に、繰り返しですが、この領有権についての我が国のこれまでの立場は何ら変更するものではないでございます。

○閣根則之君 従来の方針を変更するものじゃないというところでございまして、両国の間に未解決の問題があるんだと、しかし紛争の解決は平和的にやっていきたいと、こういう方針ですから、それはそれで大変結構だと思えますけれども、日本の領土であるという立場を踏まえて、解決に向けての真摯な努力をしていただきたいと思います。

そこで、おとといの答弁の中でちよつと気になるのは、北方領土、北方四島と大体同じような立場にあるんだというような御答弁をなさってますね。現在、北方四島あるいは竹島という地域はというところで同列に論じられているんですけれども、

も、私は、北方四島と竹島を一括にしちゃうと、ケースが全然違うんですから誤解を招きやすいんじゃないかと思うんですよ。

北方四島というのは、まさにあそこには日本の住民が大勢住んでいて、まさに生業を長い間続けてきて、そこに日本の政府の機関がきちつと入っているんで、まさに施政が行われている、人が住んで施政が行われている地域がソ連の侵入によつてああいう状態になつてやっていると、今とて、今までも同じような施政をやるようにも施政ができないという状態が延々続いていた。ところが、竹島の方は、こんなものは無人島ですから、漁業の中継基地が何かになつていたという経緯はあるかもしれないけれども、日本国の竹島に対する施政というのはほつぽつとおくことなんです。人を住まわせたり、あるいは官憲をそこに常駐させたりする、そんな施政を何もしていないんですよ。

だから、何にもしていないのがまさに日本国の竹島に対する施政なんだから、その施政はずつと継続しているんですよ。よくわからないけれども、たまたまよその国の人が何かいらつしやるようにだ。しかし、それを解決するのは、これは簡単に片がつかない。武力をもつて解決するなんということは日本国憲法上できないからやらないでいるだけであつて、外交努力でやっているだけ。私は、竹島に関する限りは日本の施政はずつと続いているんだと、そういう解釈も成り立ち得るものという考え方を持っているんで、申し上げておきたいと思ひます。

時間がありませんで、本題に移ります。総理にお尋ねをいたしますけれども、本当に長い間の審議を通じて、いよいよ特措法の審議も大詰めになつたわけでございまして、この問題が一つ片をつけられますと、二十四日には訪米されるというお話を伺っているわけでございまして、早速、外国からの報道等によりまして、大分アメリカの方では首相の訪米を期待しているらしいや。特に、オルブライト國務長官が、これは多分

アナポリスじゃないかと思ひますが、十五日に演説をして、日米の同盟関係といひますか、そういうものが総理の訪米によりましてさらに強固になるということの大いに期待しているんだと、こういうような報道もなされていくわけでございまして。重要な会談になると思ひますけれども、ひとつ成果を十分に上げてお帰りをいただきますように御期待を申し上げる次第でございます。

ところで、一説によりまして、今アメリカが日本に期待しているものは、一つは基地の確実な米軍に対する提供である。その問題と、もう一つは、やつぱりガイドラインに象徴されるような共同しての防衛努力、日米の共同体制というものをどう構築していくかという問題だ、こう言われているわけだ。そうすると、SACOの結論を実施する、普天間の海上ヘリポートの建設等を含めてこれから現実に実施しなきゃならぬものがある。つばいありますけれども、まずその入り口としてこの基地の特措法の改正というものはするんだということだと思ひます。その問題も引き続き重要な問題だと思ひます。

しかし、もう一つの方は、これはどちらかというとこれから具体的にしていかなきゃならない問題だと思ひます。日米で共同対処する、防衛協力をしていくということになると、いろいろな問題があります。例えば、アメリカの軍艦に対する日本からの燃料補給だとか、そういうものが果たしてできるのかできないのかという問題、それから掃海の問題なんかも、多少問題のある地域における掃海業務をやるのが本当にできるのかどうか、そういうものが協力することができるといふのかどうかという問題も含めて、いろいろな問題があると思ひます。

そういう問題については私は相当突っ込んだ議論が今回の訪米で話題になるんじゃないかと思ひますけれども、総理はこういう問題に対してどんな立場でどんな打開策を協議してお帰りになるのか、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回、国会のお許し
がいただければ、月末、日米首脳会談を迎えるこ
とになります。私は、日本側のマスコミの皆さ
んを含めて、マスコミの皆さんが報道されている
ことと実際の会談には相当な開きが生ずるだろう
と思います。

ゴア副大統領が来られたときの議論等を振り返
ってみても、必ずしも二国間の問題に多くの
時間を割く会談にはならないのではないかと。むし
ろ、例えばデンバー・サミットを控えて、殊に今
度はデンバー・サミットの中におけるロシアの扱
いというものが、従来よりも参加の幅をふやすわ
けでありますから、そういう問題に対応するまじ
に日米両国が足並みをそろえておくべきこと、例
えばアメリカは領土問題を抱えておりませんけれ
ども、我々はロシアとの間に北方領土問題を抱え
ているわけであります。

そして、ロシアの参加の時間をふやすことにつ
きましてクリントン大統領と議論をいたしました
ときにも、ロシア側に対してこの北方領土問題
の早期の解決、東京宣言に沿った解決というもの
が前進しなければ日本としてはなかなか動かない
よということも言ってくれたということを電話会談
で言い、ヘルシンキで行われました米ロ首脳会談
の中にはこうした点も伝えられているわけであり
ます。そうした意味でいきますと、私は本当にち
よつとマスコミの感覚とは内容が大分違ってくる
と思います。

しかし、その中で間違いないに逆に私の方から
出していかなければならない問題は、日米安保条
約というものの信頼性強化のために我々は全力を
尽くしていくけれども、そのためにはアメリカ側
にも協力してもらわなければならず、今後におい
ても情勢の変化に応じた兵力構成を含む軍事情勢
の対話というものが必要であり、また沖縄県民の
負担を減らすための努力というものも必要である
こと。

同時に、ガイドラインの問題については秋にそ
の結論を出す。その前提として我々は、五月の下

旬あるいは六月の初めにかかりますか、これはむ
しろ防衛庁長官の方が詳しいんですが、作業の中
間報告を行うことによってその透明性を確保する
とともに、これはもちろん国会でも御議論いただ
くでありまして、それは国民的な議論というものを
も生かして、それを受けた最終のガイドラインの
取りまとめをしたい、そのようなことになるので
はなからうか。

まだ議題の整理等議論をしておりますのでわ
かりませんが、今の時期でそのような感じを持っ
ております。

○閣根則之君 わかりました。

これからの問題についてちよつとお尋ねしまし
て、新進党の小沢党首と総理は会談をなさいまし
て、米軍に提供する土地の問題につきまして、「国
が最終的に責任を負う仕組みを誠意をもって整備
する」と、こういう合意がなされたというふう
に承知をいたしておりますけれども、そういうこと
になりますと、当然法律の改正を必要とするとい
うことになってくると思います。

そうなりますと、法改正に至るいろんな段取り
があると思うんですが、例えば審議会をつくって
議論をするとかいろんなやり方があると思いま
す。どんなやり方をなさるのか、それからいつご
ろまでにそういう整備を完了する予定であるのか
という点について、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から御指摘
のありました合意事項の三、これには「沖縄の基
地の使用に係る問題は、県民の意思を活かしなが
ら、基地の整理・縮小・移転等を含め、国が最終
的に責任を負う仕組みを誠意をもって整備するも
の」とあります。この「基地の使用に係る問題」と
いうのは、今回安保条約上の義務の履行というも
のは国家の存立にかかわる重大な問題であり、使
用権限のない状態というのはどうしても避けなけ
ればならないということから、必要最小限の法案
を提出をいたしました。

他方、駐留軍用地の使用権限の取得に関する事
務、これは極めて高度の公共性というものを持つ

ている米軍の活動の基盤にかかわるものでありま
す。そして、我が国が日米安全保障条約上負う義
務の履行に関するものでありますことから、実は
私は過去にも楚辺の時点でこうした御議論があり
ましたとき国会答弁で同じようなことを申し上げ
ましたが、本来国が執行責任を負うべき性格のも
のだというのを申し上げてまいりました。ただ
し、これは実は地域の住民の協力が得られなけれ
ばどうにもならないものであることも事実であり
ます。

そして、そのあり方につきましては、今地方分
権推進委員会で議論をさせていただいてるところ
であり、第一次の勧告の中においてはなお調整中
という位置づけになっておりました。政府の責任
者として、この地方分権推進委員会に審議を願
いをしておりますその責任もあります。その御意
見なども承りながら幅広く検討してまいりたいと
考えております。新進党小沢党首との会談にお
きまして、私からはこうした考え方を申し述べ
てまいりました。

○閣根則之君 いわゆる駐留軍に提供する用地を
取得して提供するという事務はいろいろ複合事務
なんです。

ただ単に事業認定をやるとか、そういうことを
ばんと一つ防衛施設局長がやればよろしいとい
うようなものじゃなくて、取用委員会にかけてや
らなきゃいけない、また土地の調書をつくらなけ
ればいけない、縦覧をしなければいけないと、い
ろんな段階の手続が複合的に重なっている事務で
すから、そんなものを全部ごそとまとめてばんと
国の直接執行事務にするなんということは、私は
そんな乱暴な仕事はとんでもないだろうと思
います。

しかし、そういうことから、分権推進委員
会の審議の動向も見えかねながらやるということ
ですからそれはそれで結構なんですけれども、そ
ういう単純に割り切れない複雑な構成を持った事
務であるということを頭に置いて、しかも地域で
なければわからない判断をする必要のあるような

ものも含まれておりますので、ぜひその辺のこ
ろを十分地域にも配慮した形で御検討いただけれ
ばありがたいと思います。

ところで、今駐留軍用地だけじゃなくて土地の
取用手続というのが物すごく難し過ぎるんじゃない
ですか。その辺のところを改めていく。今とも
かく手続の簡素化を一生懸命やろうとしている時
代でもありますから、この際、公共事業用の土地
も含めて一般の土地の取用手続について基本的に
見直す必要があるんじゃないかと思っております
も、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、本当成田空
港の関連で大変苦労いたしました時期がございま
す。そしてその後、県の土地取用委員の方々が全
員辞任をされ、後任が決まらないという事態の中
でも、横から本心に心配をしておりました。しか
し、そうした体験をも含めまして、土地の取用と
いうのはまさに公共の利益の増進と私有財産の調
整を図る基本的な制度であります。国民の財産権
を強制的に取得する制度でありますから、私も現
在の制度が、議員の言われるように、その手続ま
でを含めて至高最善とか唯一のものとして申し上げ
つもりはございません。しかし、やはり国民の権
利を保護し公共の利益を実現する、そうした上で
合理的な手続というものをとってほしいと思っ
ております。

ただ、現実にはそれでは対応できないケースが
生じておりますから、私は現在の制度が至高最善
と申し上げるつもりはありません。

○閣根則之君 今の土地取用法は、これが発動さ
れるのは極めてレアケースみたいなやつになって
いるんです。だけれども、制度としてある以上
本当に公共の目的のために、財産権は法律で定め
るということになっていくんですから、公共目的
にちゃんと奉仕できるような内容にしていける。
それから、正当な補償を払ってそれを公共の用に供
することもできる憲法に書いてあるんですか
ら、そういう中でそういう制度なり憲法が期待し
ているものが機能するような形に、今事実上機能

しない状態ですから、それを機能するような形に改める。その中で、駐留軍用地もできれば通常のルールの中で提供できるような制度が望ましいと思うんです。

何かもう天下御免で、駐留軍用地の提供だけは特別だと言つてばほんとは片をつける、こういう形というのは国民全体の防衛意識といいますが、そういう観点からしても私は余り望ましい姿ではないと思います。ぜひこの簡素化といいますが、もちろん国民の財産権を保護するという観点からは配慮が必要でございすけれども、ひとつ簡素化についても御努力をいただきたいと思ひます。次に、ちよつと拉致事件の問題についてお尋ねをいたします。

公式には六件九人という数字も出ていますようだけれども、実際には未遂まで含めると九件十三人の拉致疑惑というのがあるんじゃないかと思ひます。そういった拉致疑惑問題について外務省としてはどう把握しているのか、またこれの解決のために外務省として、外務大臣としてどんな態度で望まれるおつもりかお尋ねをします。○國務大臣(池田行彦君) いわゆる北朝鮮が関与した形での拉致の疑いが持たれている事件につきましては、今、委員が申されましたように、六件九人ということ、先ごろ政府といたしましては質問主意書に対する答弁書の形でそれを明らかにしたところでございます。そのほかにも、いろいろそういったことが取りざたされているいわば行方不明事件というのがあるのは御指摘のとおりだと我々も承知しております。

このようなものにつきましては、当然のこととして捜査当局におきまして所要の捜査が進められているものと我々も承知しておりますが、外務省といたしましてはそういった関係機関と連携をとりながら関連情報の収集に努めておるところでございます。そして、御承知のとおり、最近に至りまして、従来はなかなか入らなかったといひましかうか、とれなかつた情報を持つてくるんじゃないかと言われる人物が新たに登場する

というような情勢もございすので、我々としてはそのような状況を踏まえながら、従来にも増してその情報の収集に努力をしてまいりたい、こう思つております。

そして、その詳細につきましては、事柄の性格上、答弁を控えることをお許しいただきたいと思ひます。そしてまた、そういったことを通じまして、その疑惑といふものが非常に可能性が高い、こういうことになりましたら、当然のこととしてそういったことに応じた対応をしくちやいけなく、これは当然でございす。例えば、過去におきましても、李恩恵の事件につきましては相当に可能性が高いという認識、判断に立ちまして、当時行われておりました日朝間の協議におきましては我が方から提起してきたところでございす。しかし、残念ながら御承知のとおり経過で北朝鮮側は一切そういったことの可能性も認めるという姿勢は示しませんでした、むしろそのことがいわば原因になりました日朝間の正常化の交渉も中断されたままになっておるといふことでございす。

いづれにいたしまして、これは我が国の国民の安全といひましかうか安否にかかわる大変重大な問題でございすので、我々としてはこれから真剣に対処してまいりたい、こう考える次第でございす。

○閣根則之君 警察当局でも行方不明者、失踪者の所在確認その他について御努力をいただいていると思ひますが、現在の捜査の状況等についてどういふふうになっていすか。

それから、国家公安委員長に、これから事実の解明、それからその先にある行方不明者の帰還といひましかうか、そういったことについて御努力をいただきたいと思ひますけれども、決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(伊達興治君) 北朝鮮による拉致の疑いのある事件は、先ほどお話しのとおり、これまでに六件九人となつておりますが、このほかに拉致が未遂であつたと思われるものが一件二人とい

うふうと考えております。

これらの事件につきましては、現在でも新たな関連情報の収集、各事件相互の関連性の調査等、関係各機関と連携しつつ所要の捜査を継続して実施しているところでございす。

また、新潟県における少女行方不明事件につきましては、同人が拉致されたか否かにつきましては現在のところ確認されておきませんが、いづれにせよ拉致の可能性も含めて所要の捜査を実施しているところでございす。

なお、捜査の具体的内容につきましては答弁を差し控えてさせていただきます。

○國務大臣(白川勝彦君) 御指摘の事案につきましては率直に言つて解明は非常に困難であります。事態の重大性にかんがみ、現在、捜査当局において国民の協力を得つつ、また関係機関の協力も得ながら真相究明のために全力を尽くして努力いたしているところであります。

○閣根則之君 もし仮に外国の国家意思に基づいて日本国民の拉致なんという問題が本当に起こつていふのだとすれば、これはもう我が国の主権侵害も甚だしい問題で重大な問題でございす。特に、国の政治というのは国民の命を守る、自国民の保護というのは政治の中の最大の責任ではないかと私は思つております。そういう意味におきまして、ひとつ最善の外交努力もしていただきたいと思ひますし、人命救助といひましかうか、そういう観点から捜査の方も徹底してやっていただきたいと思ひます。

特に、この問題については超党派の議員連盟ができてまして、私どもも政府に対して協力できることは協力し、我々なりに努力をしていきたいといふことを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○田村秀昭君 平成会の田村秀昭でございます。私は、沖縄とかかわり合ひといひましかうか、沖縄が返還されて間もなく沖縄研修に出かけまして、今でも印象的に残つていふことは、南部戦跡を研修に行ったときに、那覇市内で十九歳か二十

歳ぐらいのバスガイドの女性が、ここは前はペリー町でしたけれども山下町になりましたと言つて涙ぐんで説明をされたのを今でも覚えております。沖縄の皆さんのここの五十年の痛みといふものを強く感じた次第であります。

まず、昨年の四月十七日に日米の共同宣言が発表されました、二十一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認したということと総理もおっしゃつておられます。私も全く同感であります。私は基本的に、日米同盟こそが日本が生存し得る最大の要件であるといふふうに考えております。日米同盟を堅固なものとするために我が国がこれからなすべきことは、沖縄を中心とする米軍基地を安定的に使用できるようにすることと、集団的自衛権を行使し得るようになることだろうと私も思つております。

今国民一般は、日米安保体制を必要だと答えていふ人が六八％なんです。どうして日米安保条約が必要であつて、なぜ米軍が日本に駐留していいのかといふことについては余りよく理解されていふない嫌いがあるのではないかと。私などはもう日本の生存そのものだ、生存する最大の要件だといふふうに思つております。

思ひつゝ三つほど申し上げますと、まず日本は年間七億トンの資源を輸入しているわけですから、マラッカ海峡では毎日二百隻の二十万トンクラスのタンカーが日本に向かつています。その安全確保、安全に航行させることは本当は自国の責任なんです。だから、これをしていふのは海上自衛隊ではなくて米第七艦隊なんです。こういう自分のシーレーンを他国に依存していふ国といふのは非常に少ないといふことが一つですね。

それから、朝鮮半島は御存じのように三十八度線二百四十キロのところ約百万以上の軍隊が対峙していふ。こういう状況といふのは世界にどこにもないんですね。もう三十八度線だけなんです。それと、日本はアメリカから核の傘の提供を受

けている国なんです。これから中国が大海軍国になるだろうと思ふんです。中国も食糧、石油を輸入しなきゃなりませんから、中国が自分で自分のシーレーンを守るといふことになると、当然海洋型的大海軍を建設するといふことは目に見えて明らかであります。そうすると、まず第七艦隊との衝突も起る、インド洋ではインド海軍と衝突するといふことはもう明らかなんです。

そういう時期に、アメリカがアジアに十萬規模の軍隊を駐留させるといふことを明言することは、日米同盟を堅固にするといふことを言っているんです。これはシグナルなんです。

それに対して、早く帰れとかいふことなれとか、そういう意見は自分の国を軍事大国にしようといふ考え方のもとにそういうふうに出てくるんだと私は思っておりますが、そうする決意もなくして、そういうことを言うといふことは、全く安全保障に対する責任を持っていない人が言うことであつて、そういうことを国民の皆さんによくわかるように問い始めたのが橋本内閣になつてからじやないかなと私は思つてゐるんですが、総理の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 議員の今の御議論、要約するならば、日米安全保障条約といふものによつて維持されている我が国の安全保障、そのあり方を自分は肯定する、その上でその必要性が国民に十分理解されているのか、そう言いかえてもいいように思ひます。

私は、占領下の日本が全面講和が単独講和かといふ非常に厳しい選択肢の中で単独講和を選択するとともに、憲法といふものを前面に押し出しながら、占領軍の指示に対し、初めは保安隊でありましたか、今の自衛隊の前身をつくり、そして最小限度の即応能力、防衛能力を自国で整備するにとどめ、国の基幹的な安全保障といふものを日米安全保障条約による米軍の駐留にゆだねてきた選択といふものがある。これはいろいろな言い方はできましようけれども、やはり私は今日の日本を築いてきた基礎だと、そのように考へておりま

す。

その後、御承知のように、昭和三十五年に安保の改定の問題で再び國論が二分するやうな大變な論争が起りました。そして、当時、この安保の改定といふのは日本を軍国主義の道に追い込むといふ御批判が世間に多く存在したわけでありまして、我が国は依然として何らかの危機があつたとき即時対応は自力でといふことも米軍の駐留といふものに我が国の安全保障の中心を置き、今日までその姿を継続いたしております。

そして、その中でいつの間にか逆にアジア太平洋地域に対し、日米安全保障条約が存在し、その結果として日本に米軍の駐留していること、これがアジア太平洋におけるアメリカのプレゼンスとして位置づけられ、地域の安定の役割の中にも大きなウェイトを占めるやうになつてまいりました。私は一般的に国民の皆さんはそうしたことは御理解をしておられると思つております。ただ、問題がいつの間にか非常に遠い話になつてしまつた。そして、その条約上の義務である基地提供といふものをめぐりましてさまざまな御議論が行われる下地をつくつたであらうことは想像にたかくありません。

問題は、その後、沖縄県が本土に復帰し、名実ともに日本国の一つの県として誕生いたしましたから今日までの間に、沖縄県における米軍基地の整理、統合、縮小といふものに対する本土政府の努力の跡が沖縄の方々からすると感じられない、そうしたうつけさしたものが今こうした議論を国会で本堂に行つていただける雰囲気の中で改めていのかといふ問いかけがなされているという状況にあると思ひます。

そうした中における必要最小限の措置を私たちは国会に今お願いを申し上げているわけでありまして、それとは別に、やはり私は沖縄県民の心といふものの中にある、苦しみと言ふべきなのか痛みと言ふべきなのか、ある場合は怒りかもしれま

せん、そうしたものには思ひをはせ、それに対して本土の皆さんも少しでもそれを分かち合う努力はすべき、私はそのように思つております。

○田村秀昭君 新聞報道によりますと、大田知事が十四日に、上院軍事委員会の戦略小委員会副委員長に海兵隊の段階的削減を求め、訓練による自然破壊の防止などについてアメリカに言つておられるのでありますが、外務大臣、こういう国家の基本に関することを、今アメリカが前方展開をする、海兵隊も削減しないと言つて握手を求めているときに、いや、それは要らないと言つていいるのと一緒にですね。こういうことをアメリカ側から見ると、政府もこういうのを容認しているんじゃないかといふふうに思われるかもしれせんね。これは一体どういふことなんでしょうか。

これは、全く自分が責任を持たないことについて、安全保障については全く責任を持たない人が相手の国と、独立国ならいいですよ、沖縄が。外務大臣、どういふふうにお思ひなすか。政府が言わせていると言われてもいたし方ないんじゃないですか。どういふことですか。

○國務大臣(池田行彦君) 大田沖縄県知事が現在米國を訪問して関係する方面にいろいろお話をしておられるといふことは承知しております。

それは、米軍の駐留に伴ひまして大きな負担をしておられる沖縄県民あるいは沖縄県、そういつたお立場から、沖縄県におけるその現状であるとか、あるいは県民の方々のお気持ちといふものを直接伝えたい、そういう知事としてのお気持ち、お考えのものとしておられることと理解しております、そのこと自体は私も理解できないところではないと思ひます。

もとより、その安保条約につきまして話し合いをし交渉をするといふのは、それは当然日米兩國の政府の責任であり、また権限ではございますけれども、しかしそれに伴ひまして現実に負担をしておられる沖縄県の立場から実情をお話しになるといふことを、特に政府の立場からそれを問題にするといふことは、そこまでの必要はないんじゃないかと思ひます。

ないかと思ひます。

もとより、日本国の政府がどう考へておるか、また米國の政府がどう考へておるかといふことは、これは当委員会でももう繰返し申し上げておりますし、これは明確になつております。そういったことは大田知事もよく御承知の上で、あくまで沖縄県知事としてのお立場からの現状なり県民の気持ちを聞いてもらいたい、そういう話での訪米であるといふやうに理解する次第でございます。

○田村秀昭君 外務大臣の御答弁は私ちよつと理解に苦しむんですが、総理がこれから大統領のところに行かれようとしていられる、しかも今特措法の審議を参議院でやつていられるときに、そういう時期を見計らつて、もつと違ふことを言えば、沖縄県のためにやることがあるんじゃないんですか。それを容認されているといふことは、政府もそれを認めているといふことになつちゃうんじゃないですか。どうなんですか。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほど申しましたけれども、日本国政府の立場といふものはもう繰返し明らかにしておりますし、そのことにつきましては、米國政府も完全にその認識も一致しておりますし、よく承知していらることでございまして、そのことは大田知事さん御自身もよく御存じでございます。

そういうことはよくわかりながらも、しかし沖縄県の知事としてやはり現状を米國の関係の方々にも直接聞いてもらいたい、そういう心情におなりになつたとしても、これまた地方公共団体の首長のお立場で全く理解できないというわけにはいかないだろうと思ひます。もとより、知事もそういったことが日米兩國間の外交をどう考へるものでないかといふことは御認識の上に、なおやむにやまれぬお気持ちで県民の心情を伝えておられるんだと、こう理解します。

いづれにいたしましても、総理の訪米も含めまして、日米外交はきちんとあるべき姿で進められていくやうに我々として努力していくことは当然

のことでございます。
○田村秀昭君 私は理解できませんが、先に進ませてください。

我が国は資源のない、しかも現在は軍事力の非常に弱い、物をつくって人的資源で付加価値を高めてそれを売っていただく、そういう商いをする国家でございまして、やっぱり一番大切なことはお得意さんを大事にするという精神、このリズムが日本を世界につなぐとめる唯一の道だというふうに私は思っております。

それで、沖縄県についても、大田少将が「沖縄県民斯克戦へり」、よその県のことはいちも言っていないですね、「沖縄県民斯克戦へり」と。あそこ摩文仁之塔に行くとか各県の戦死者の慰霊碑がありますね、「沖縄県民斯克戦へり」と。したがって、その県民に対して後世特段の御高配をあらんことを、特段という言葉を入れているんですね。配慮は私は今までしてきたと思うんですが、特段の配慮をしていない。

この前、泉信也先生から所得税や法人税を軽減したらどうかというお話もありました。政府でも今御検討になっていると思うんですが、今重荷を背負っていることだけは事実なんです。目に見えないような沖縄県民に対する思いやりというのがないといけないと思うので、私は特に航空運賃を半額にするとか、本土にいられたときは宿泊料を半額にするとか、そういうことを米軍がいる限り続けるというふうにされたらどうかというふうに思っているわけです。

それと、もう一つ。やっぱり米軍も好きこのんで来ているわけじゃないんですね。日米同盟のために来ている。ですから、総理が沖縄に行かれたときは、米軍の司令官に御苦労だったというようになことをぜひ言っていたらいいと思うんです。

これはお互いさまの話で、PKOに行っている自衛隊の人たちに向こうの元首が御苦労さまで言っているのと一緒でございまして、県民に対してのいろいろな重荷に対するいたわりも当然ですが、米軍も自分の家族から離れてずっと来ている

わけですから、そういうお得意さんですから、お得意さんに対する思いやりというのをぜひしていただきたいなと思うものでありますので、総理にちょっと御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、宿泊料金とか航空料金とか、既に航空料金は一部引き下げておるわけでありまして、御意見がありました。こうした点は、これから沖縄政策協議会の中で、知事もその閣僚と同等に一人の構成員としてここで議論をしておられる中に、どのような議論があるかを待ちたいと思います。

その上で、私ちょっとお得意さんという言い方は余り的確ではないように思っています。それはむしろ友人として、米軍は米軍としての責任を果たして、くれるために来ている、そのような意味合いで、機会があればそうした場を持つこと、それ自体私は何ら抵抗はございません。

○田村秀昭君 今、政府も御検討になっておりますガイドライン、防衛協力のための指針でございますが、これにつきましては今までは、五十三年の十一月だと思つたんですが、ガイドラインというものが日米でサインされて、これは研究でありまして、政策に反映するとか予算に反映するということではなかったんです。これを見直すということと、今回、日本国政府としては、日本の果たすべき義務が含まれていると考えられるんですが、これは防衛庁長官、いかがですか。

○政府委員(秋山昌廣君) ただいまの御質問の中で、現在のガイドラインが研究ではなかったかという御指摘がございましたけれども、現在のガイドラインも、日米防衛協力に関する指針ということで、研究ではございません。あくまでも防衛協力に関する指針を明らかにしたものでございまして、それに基づいて幾つかの共同作戦計画研究といったような研究がなされたことは事実でございます。その日米防衛協力の指針の見直しを現在やっておりますわけでございます。それは研究ということではなくて、新しい観点からこのガイドラインの見直しを今行っているというところでございま

す。
○田村秀昭君 研究ではないと。そうしますと、厳密な防衛協力という意味の義務づけがされますね。それはいかがですか。義務が生じますね。

○国務大臣(池田行彦君) 今の御質問は、ガイドラインの作業を進めていくと日米それぞれに法的な意味での義務が生ずるんじゃないかと、そういう御趣旨の質問かと存じますが、指針はあくまで日米の防衛協力に関して具体的にどういうふうな協力を進めていくか、そのことにつきまして日米それぞれの方針を示すものでございまして、私どもは両国政府に法的義務を負わせるような性格のものではないと、こう考えております。これは現行のガイドラインも同じでございますし、新しいガイドラインについてもそのように考えている次第でございます。

○田村秀昭君 それは外務大臣、とんでもない話ですよ。それでは申し上げますが、今度の普天間飛行場に関するSACOの最終報告というのがありますね。その中に、「海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性は、他の施設によつて十分に支援されなければならない」と書いてあります。そうすると、「他の施設」というのは何ですか、これ。ほかの民間飛行場や何か使わなきゃいけないんじゃないですか。例えばヘリポートで戦略空輸ができませんか、代替のヘリポートでできないでしよう。そうすれば、戦略空輸とか後方支援とか、緊急代替飛行場機能とか、そういうものをきちっと約束しなきゃいけないんじゃないですか。ここに書いてあるじゃないですか、そういうふうにする。これはあくまでも権利義務の話ですよ。これものるんですよ。

○国務大臣(久間章生君) SACOの最終報告の中に書いておりますことは、これは必ずしも今のガイドラインの取りまとめをやっておるのは直接は結びつかないわけでございます。ただ、ここで一言だけ言っておきますと、今度

ガイドラインの見直しをやりまして、その実行に当たってどういう問題が出てくるか、それはいろいろまた出てくるだろうと思うんです。そのときに、現行の法律でやれるかやれないか、そういうことについては国会の中でも議論していただきながら、政府としても法案を準備しなきゃならない場合も出てくるかもしれません。それはやはり現在ありますガイドラインの見直しを今やっておりますので、その結果出てきたものを取りまとめでオープンにさせていただきますと同時に、国会で議論をいただきますが、現行法ではこれじゃなかなかやりにくいんじゃないかと、いろいろな御議論の中で、あるいはまた予算上の問題についても同じでございます。そういうことで議論をこれから深めていきたいと思っておりますので、今ここでガイドラインの見直しが即法律改正だというふうなことにはならない。

そして、先ほど言われましたSACOの問題についても同じことが言えるわけでございまして、SACOの最終報告を執行するに当たって、今言うようないろいろな問題が出てまいります。それは、ガイドラインじゃなくて、またほかの観点からいろいろと議論をしていかなければならない問題じゃないか、そういうふうな思っているわけでござい

ます。
○田村秀昭君 防衛庁長官の答えは今までの五

五年体制のなし崩し的なやり方にそっくりなんです。これは国家の安全保障にとつて重要な問題なんです。アメリカと話し合おうというわけですよ。それがどうして権利義務の発生しない、僕は条約以上に重要な問題だと思つていますが、そういうものを、国会審議を避けるために、どうなるかわからないからそのときになってやるなんて、そんな話にはならないんじゃないですか。ちゃんと日米関係きちんとこれはやらなきゃならないはずだ、九月に。これは集団的自衛権とも絡む話なんです。だから私は申し上げているんです。

○国務大臣(久間章生君) いや、そういうことじやございませんで、やはり現在の憲法の枠内で、

安保条約の枠内でガイドラインを見直して、両国の政府間で今度はこういうふうにして協力をやっていきたいと思います。しかしながら、そういうのをやるに、決まってしまうから出すんではなくて、やはりこれからこういう方向でやっていますよというのだけ早い時期に国会の方にもオープンにして、あるいは外国に対しても見せながらそういうことをやっていくわけでございまして、その結果、いろんなことをやるに法律上これは現行法では非常にやりにくいということになれば、また国会の方にお願ひして議論することもございします。

決して五五年体制のときというような感覚ではなくて、きちっとオープンにしながら、こういうことは両国間でこれから先、協力してやっていきたいと思います。ということを示しながら、しかも国会で議論をしていただきながらやっていくこととしていくわけでございします。何かなし崩し的に両国間で取り決めて、こそこそとやるようなそういう形ではなくて、やはり少しオープンにしながら、そして必要に応じては、実施体制が必要だとすればまた実施体制について研究を国内で今度は決めながらやっていけばいいんじゃないかというところで今作業を進めさせていただいておるわけでございしますから、どうかひとつそういう点御理解を賜りたいと思います。

○田村秀昭君 御理解をすることは非常に不可能であります。

この問題は非常に重要な問題でありますので、国民も理解していかなくやらない話ですから、ぜひ国会での審議をお願いしたいと思っております。

次に、防衛問題で二点ほど申し上げます。

自衛隊ができて四十年か五十年になるわけですが、自衛隊というのはどういう位置づけにあるのか。猫だかトラだかわからないようなものを、十年か十五年はいろいろな事情でいいかもしれないですけれども、まず五十年も百年も同じ体制で、F15を百五十機も持ち、イービス艦も持ち、九〇式戦車も持った。近代的な装備だけは持つて、有事法制はなくて、軍隊じゃないわけですね。そういうものをいって総理はきちっとしたものに仕上げていこうと、位置づけを明確にしようというふうにならないうで今のままです。というふうにおられるのか、もう少し先には考えようと言っておられるのか、ちよつとその辺をお聞かせ願ひたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員が日米安保体制に基づく現在の我が国の安全保障の仕組み自体を否定された上でその議論を述べておられるとは思いません。でありましたなら、まず私もは、今まで位置をされてきて、いわばグレーゾーンという言い方が適切かどうかかわかりませんが、でも、ルールを持たない中で、何らかの事態に相応するたびに一生懸命に工夫をしてその事態に対応するということをやつても長々と続けていることがいいことだと思つておりません。ですから、まずガイドラインの問題に取り組んでおります。

そして、このガイドラインの中で、現行憲法のもとにおける我が国としてなし得ること、なし得ないこと、そのぎりぎりの限界までを詰めてまいりたいと思つておりますし、恐らく議員が今質問をされましたお言葉の中にありましたことから考えますと、いわゆる有事法制というものをいつから国会の御議論の俎上にのせるつもりがあるのかという点から御意見かとも思ひます。

私は、有事法制というものについては、今までも研究はしておくべきものであるけれども、これを法律として国会に提案し御審議を願ひ取り進めていくということについては、国民各界各層の御意見に非常にさまざまなものがあります。ことも考えれば、政府としては勉強しつつ慎重に対応するというのが今申し上げられることであらうと存じます。

○田村秀昭君 せんだつての予算委員会が私が自衛官の地位の問題について申し上げましたが、総制で、F15を百五十機も持ち、イービス艦も持ち、九〇式戦車も持った。近代的な装備だけは持つて、有事法制はなくて、軍隊じゃないわけですね。そういうものをいって総理はきちっとしたものに仕上げていこうと、位置づけを明確にしようというふうにならないうで今のままです。というふうにおられるのか、もう少し先には考えようと言っておられるのか、ちよつとその辺をお聞かせ願ひたいと思います。

理からそのときに、政府委員の名簿に統幕議長、陸海空の三幕長などを加えて、自衛隊幹部が内閣の同行なしに首相官邸や国会に来られないという雰囲気を変えるように努力する。というふうにおつしやつた記憶しておりますが。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 政府委員ですか。

○田村秀昭君 政府委員のことは総理がおつしやつたんじゃないんですか、自衛隊幹部が内閣の同行なしに総理官邸や国会に来られないという雰囲気、国会と言つておられますから、変えるように努力すると総理はおつしやつていますね。

○国務大臣(橋本龍太郎君) はい。

○田村秀昭君 ところが、来られないようになってるんですよ。

これは昭和二十七年ですからもうずっと状況が違つてますが、訓令の九号で「幕僚監部に勤務する職員は、国会等との連絡交渉は行わないものとする」と十四条で書いてあるから、そういう雰囲気を変えるように努力すると言われても、口だけで言つておられるような気になつちゃうんですけれども、これはこの訓令をお変えになる決意のもとにおつしやつたかどうか、お聞かせ願ひします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は国会という言葉を確かに申し上げましたが、それは国会議員の方々から呼ばれても、制服が国会議員の方々に公に与えられております議員会館の執務室に参上することすらなかなかままならぬ、そのような状態は変えたいという思いで先般申し上げました。そして、議員からもお直しをいただきましたように、私は政府委員云々ということはおつしやつておりません。

そして、私は確かにその保安庁事務調整訓令というものが存在していることは承知をいたしておりますけれども、同時に自衛隊の最高指揮官であります内閣総理大臣が統幕議長あるいは各幕僚長から直接意見を聞くことをこれが妨げるものではなかつたかと考えております。ところが、今までそれが妨げられているかのような運用をされていたとい

うことを知りまして、私はこうしたことから直したいと思ひました。私は、この事務調整訓令は一体直さなくいいのかねという意識を持ちまして、既に検討した方がいよいよということはおつしやしております。

ただ、逆に申し上げますなら、こうした規定をつくられた先輩世代の方々、それは明治憲法における統帥権というものの内閣からの独立が昭和に入り軍人のばつこを招き、そしてそれが軍の内部においても軍の上層部の意向を無視して中堅将校が独走し第二次世界大戦を招いていったという鮮烈な記憶の中であつたものではなかつたのかと想像をいたしますし、そうした事態を生んではないという意味では、私はこの保安庁事務調整訓令の検討の中にも限界はあろうかと存じます。

○田村秀昭君 統帥権の話とこれは随分違つたと思ふんですが、シベリアンコントロールは政治が軍事に優先をするということですから、政治が自信がないんだったらこれは仕方がありませんが、今きつとシベリアンコントロールが行き渡つていくわけであります。どうして制服の意見をきつとお聞きになろうとしないのか、意見を聞く場でお聞きになろうとしないのかというのが私は不思議でしやうがない。

それは総理が今おつしやつたようなそういう時代もあつたかもしませんが、今はそうじゃないんじゃないですか。そうしたら、こういうものはどんな新しく変えていかなくやらないんじゃないかと私は思ふんですが、旧態依然で少しも変わつておらないんですね。これは法制的に少しも変わつておらないということだけを申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ですから、私は検討を既に防衛庁長官にも申し上げておりますし、今御質問の前で確認もいたしております。

ただ、かつてそういう歴史がありましたということ、そして今シベリアンコントロールの原則のもとにあり、私は制服の諸君はそれに対して何ら背馳する行動をとつておると思つてゐるわけでは

ありません。その上で、私は、議員はたしか前回
のときにそんなことを自分は言っているんじゃない
い、そんなことを評価しないという趣旨の御意見
でありましたけれども、少なくとも制服の諸君が
肩ひじを張らずに総理の執務室をおとなうことが
できる雰囲気をつくれただけでも変わったと思
っております。

また、国防会議に統幕議長一人しか出ていな
ったという従来のやり方を現内閣になりましてか
ら統幕議長だけではなく三幕僚長すべてが出席を
できることに切りかえている。事実問題として、
きちんとした制服の諸君の意見を聞くべき場、聞
くべきであると思われる場に正々堂々と制服の諸
君が現に出席をし意見を述べられる体制になっ
ておるといふこともあわせて御報告を申し上げま
す。

○田村秀昭君 ぜひそういう努力をしていただき
たいと思います。

もう時間もありませんので、これは質問ではな
いんですが、明治三十八年に日露戦争が終わった
わけですが、四十一年に夏目漱石が「三四郎」とい
う小説を出しておられるんです。それで、三四郎
が熊本から上京して上京してくる。車中で東京大学
の廣田先生に出会う。三四郎が日本はどうなるん
でしようかと聞くと、先生は減るねと答えられ
た。これはその小説の中に書いてあるわけですが、
それで、日露戦争に勝って、これは日英同盟があ
ったために私は勝ったと思うんですが、もちろ
ん日本の努力もありますが、一流の国になったつ
もりになって、そういう意識がこういう今の状況
と非常によく似ているんですね。

これは外務大臣には申し上げたことあるんです
が、マレーシアの元上院議員で瑞宝章を受章され
たラジャー・ダト・ノンチックという方、これは
南方留学生で、戦時中の日本への留学生ですが、
その人が一九八九年の四月にクアラルンプールで
こういうような詩を述べているんです。

戦後の日本人は

自分たち日本人のことを
悪者だと思い込まされた
学校でもジャーナリズムも
そうだとしか教えなかったから
まじめに

自分たちの父祖や先輩は
悪いことばかりした残酷無情な
ひどい人たちだったと思っているようだ
だからアジアの国に行ったら
ひたすらペコペコあやまって
私たちはそんなことはいたしませんと
言えよと思っている

そのくせ経済力がついてきて
技術が向上してくると
自分の国や自分までが
えらいと思うようになってきて
うわべや口先では
済まなかった悪かったと言いながら
ひとりよがりの
自分本位のえらいような態度をする
そんな

今の日本人が心配だ
本当にどうなっちゃったんだろう
日本人はそんなはずじゃなかったのに
本当の日本人を知っているわたしたちは
今はいとも歯がゆくて
くやしい思いがする
自分のことや

自分の会社の利益ばかり考えて
こせこせと
身勝手な行動ばかりしている
ヒョロヒョロの日本人は
これが本当の日本人なのだろうか
自分たちだけで集まっては
自分たちだけの楽しみや
ぜいたくにふけりながら
自分がお世話になって住んでいる
自分の会社が仕事をしている
その国と国民のことを

さげすんだ眼でみたり
バカにしたりする
こんなひとたちと
本当に仲よくしてゆけるだろうか
どうして

どうして日本人は
こんなになってしまったんだ
一九八九年四月
クアラルンプールにて
という言葉を発しているんです。

結局、日本という国はある国家目標というか、
あるところまで行くと、どうもこの国にもない
ようなこつけいさをあらわしていくと、それがさ
っきの廣田先生の減るねというせりふになっ
て日本は減びているわけでありまして。

日英同盟を破棄したのが一九二一年ですから、
今、日米同盟がこれほど重要なときはないとい
うことを私は強く申し上げ、その同盟というものは
軍事同盟ですから、その点をいやくも忘れては
ならない、そして軍事同盟は経済同盟であるとい
う原則はいさかも朽ち果てていないといふことを申
し上げて、私の質問を終わります。（拍手）

○益田洋介君 私は、昨年の九月三日、当院の決
算委員会において、米国の情報公開された沖縄返
還交渉に関する米国の機密文書について政府をた
だしました。残念ながら明確な回答を得られませ
んでしたので、本日は総理に二点について御所見
を伺いたいと思います。

まず最初に、一九九六年八月三十日にアメリカ
のシンクタンク、民間研究機関のナショナル・セ
キュリティー・アーカイブという会社がございま
すが、その会社がアメリカの情報公開法に基づい
て国務省の機密文書を手に入れたという発表がござ
いました。そこで明らかにされたことによります
と、一九六九年十一月十三日付で、当時のジョン
ソン国務次官がニクソン大統領と議会の指導者の
間の討議用にとめた「沖縄問題の討議の要点」と
いう文書でございます。この中におきましては、

米軍の日本における基地の自由使用について論及
されておりまして、私はワシントンからこの原文
を取り寄せております。

これによりまして、安保条約の第六条に規定さ
れております日本以外の有事の際、米軍の日本の
領土及び基地の使用に関して相当な自由を期待し
てよいと保証している。そして、報告内容をその
のまま読みますと、この了解によりアメリカが現
在持っている沖縄での法的な行動の自由は若干で
はあるが制限されるものの、日本本土の米軍基地
に関しては現状よりも大きな前進となると。

何を言っているかといえますと、結局、安保条
約の六条で言っている有事の際の日本の領土及び
基地の使用に関する日米の事前協議という項目は
既に骨抜きにされた、形骸化された、こういう
ことになっているわけでございます。

こういう機密の約束がなされて、そして沖縄返
還交渉が前進した、そういうバックグラウンドが
ある、こういう機密文書でございまして、この点
に関して総理はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（橋本龍太郎君） 今、議員が引用され
ました、まず第一に、一九六九年、ジョンソン国
務次官がニクソン大統領領用に作成されたメモだ
というお話のもの、これはまさにアメリカ側の内部
文書でありますから、これに対して私はコメント
する立場にはありません。

いずれにしても、米政府との関係の中におき
まして、例えば事前協議の許諾について、直接あ
るいは間接を問わずあらかじめ約束を日本政府が
米政府との間に行っているかというところでありま
すから、そのようなことはございせん。

ですから、私は、米政府内の内部文書として
どういふものが存在しているかということ、
現実には具体的な事実が当たりまして、我が国の自
主的な許諾の決定が妨げられるものではないと思
います。

また、後者の文書は、一九七二年の一月……
○益田洋介君 それはまだ今から質問します。

○国務大臣（橋本龍太郎君） そうですか。

では、とりあえず私は、冒頭、今の点について申し上げておきたいことは、米政府内において内部文書として存在したものは、それはあくまでも米政府内の内部文書としての事実でありまして、我々が具体的事実に当たっての自主的な許諾の判断、決定を妨げるものではないと存じます。

○益田洋介君　そうですと、総理は現在の総理という立場で、このアメリカの國務省の機密文書は信憑性はないと、そのようにおっしゃるわけですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君)　私は信憑性があるかないかについても判断をする立場ではないと思います。

その上で、私は、アメリカ合衆国の政府機関の中における内部文書として存在しているとして公表されたものはそのとおりであろうと存じますけれども、それではそのプロセスがどこまでアメリカ政府内部の決定に影響を与え、それが我が国との交渉の上でどう出てきたかということをその文書が証明するものではないと思います。

○益田洋介君　私は、アメリカは歴史的にこういう了解のもとに、事前協議というものが形骸化されたという理解のもとで現在まで日米交渉を進めてきているものというふうに理解しておりますが、総理はそうじゃないとおっしゃるわけですか。

七二年のもう一つの文書について答弁なさりたいようですので、質問いたします。

これも原文を取り寄せました。これは何が問題かといいますと、七二年といいますが、当時、那覇空港に配備中のアメリカ海軍の哨戒機、P3と言っていました、これを移転しなさいいけなという事態に立ち至りまして、さてその移転先をどこにしようかということでの協議がなされました。アメリカ側は二つの候補地を挙げまして、一つは山口県岩国、それからもう一つは青森県の三沢基地が候補地でございます。

当時の我が国の外務大臣、故人でございますので実名は差し控えていただきますが、後に大

蔵大臣、総理大臣になられた方でございます。この方がロジャース國務長官との対談において、本土への移転は困る、特に山口県は困ると。なぜならば、山口県は当時の総理大臣、この方も故人でございますので実名は差し控えますけれども、後に沖縄返還の功績をたたえられてノーベル平和賞を受賞されました。こういう背景があつたならば、むしろノーベル平和賞を受賞すべきではなかったんじゃないか。外交官出身の、この方も故人でございますが、ある大手建設会社の会長さんが大分いろいろ交渉をされて、ノーベル平和賞を受賞されたというふうに漏れ聞いております。

その総理大臣の選挙区が山口県である、だから絶対だめだ、じゃどこにするのか、やっぱり沖縄だろう、こういう話し合いが持たれたわけです。だから沖縄の別の基地に移転するようにしていただきたい、そういう申し入れがあつた。

そういう背景がありまして、結局徐々に、なし崩し的にすべての新しい基地あるいは既設の基地の移転先が沖縄に集中するという結果になったことが、現在、日本における米軍基地の七五%が沖縄に集結しているという結果をもたらしたわけでございますので、何で沖縄だけに基地が集結するのかというところは、何の不思議もないわけでございます。当時の政府の首脳がそういう姿勢で、沖縄の犠牲のもとに米軍の基地を拡張しようという話し合いをしていたわけですから。

だから、沖縄を今は救わなさいいけな、沖縄の基地を本土に拡張しなさいいけなという議論は全くもって私は、自民党の当時のことはわかりませんが、自民党という政党の一つの体質をあらわしているんじゃないか、このようにすら思うわけでございますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君)　今、一九七二年一月の佐藤・ニクソン会談の議事録の中で、福田外務大臣が当時のロジャース國務長官、これは議員は名前を伏せられましたが、あえて逆にきちんと申し上げるべきことであります。那覇空港の返

還に伴い、同空港に駐留していた米海軍P3機を本土ではなく沖縄の別の基地に移転するように要請したという記述が見られると。これは議員が今御紹介になりましたとおりであります。

私自身、当時のこうした両国間の火花の散るような交渉を存じていたわけではありませんから、論評のできる資格はないのかもしれませんが、私は当時、本心に返還をめぐつてさまざまなぎりぎりの交渉の行われておりました中に、例えば那覇空港の早期返還というものを実現するために現実的な解決策を模索する、そうした努力の中のものではなかったらどうかと瞬間考えます。

今、議員からは大変厳しい言葉がありました。しかし、私はSACOの最終合意というものを築き上げていく上で、双方の間にある場合は火花の散るような時期も含めて議論をしてみたいという中で、例えばかつての那覇軍港の返還についての合意というものが、移転という一点をめぐつて地域の協力が得られず、今日もお継続している状態等を想定いたします。

当時の私は、交渉に当たられた先輩の方々の御苦勞というものは周りで見ていただけでありましたから、何という判断をすべきなのかわかりませんでしたけれども、私はやはり那覇軍港の返還というものを少しでも早く実現したい、そういう中でぎりぎりの現実的な解決策を模索する努力というものはいづれにおいてもなされたと思ひますし、そうした中の一環ではないか、そのように感じます。

それと、現在我々が努力をしななければならぬ、決意をして沖縄の問題に取り組もうとしている、それはさまざまな歴史の積み重ねの中で、復帰後今日までの沖縄県における基地の存在、そしてそれが県民に与える苦しみ、痛みというものに對し、余りにも長い間本土の我々が意を用い過ぎた、私はそう考えておりますし、それに対する努力はこれからも全力を挙げて傾けてまいりたい、そのように思ひます。

○益田洋介君　私は、衆参両院の特別委員会を通じて総理の現在の御発言、御決意というものを伺

つて非常に意を強くしております。これは与党、野党を問わず、やはり国会議員が総力を挙げて努力をしていかなさいいけなという事柄である、そのように了解しております。

ところで、五・一五メモという有名なメモがあらわれてまいりました。政府は三月二十五日、五・一五メモの概要というものを発表されております。ところが、それに先立つ三月八日、沖縄タイムスに全文発表されている。何でこういうふうな文書を出さないのでか。非常に重要なことですよ、五・一五メモ。

しかも、まだ未公開の部分がある。例えば国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関する日本側提出覚書、こんな重要なものがまだ未公開になっている。もう一つある。国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用に関するアメリカ側提出覚書、これが出ていない。

○國務大臣(橋本龍太郎君)　私が答弁を聞きたい、今のうちに。

○益田洋介君　いや、いいです、まだ質問しているんだから。まだ終わっていないよ。とめてください、速記を。

○委員長(倉田寛之君)　質疑者、どうぞ質問を続けください。

○益田洋介君　沖縄の県民の方々は、一昨年の少女暴行事件や劣化ウラン弾の誤射事件発覚時における政府の遅い対応ぶりについて非常に不信感を募らせている。やはりこれから沖縄県、沖縄県民に對して誠意を持って政府としてまた国会として努力をしていこうということ、私たちは力を合せて今出発しようとしているわけですから、その段階でこういうふうな未公開文書がまだ残っている。

聞くところによれば、本土の米軍基地についても覚書がたくさんある。何も出てきていない。私はいくつか書類の提出、日米間の合意文書の特に本土の基地に関する、それから沖縄の五・一五メモの残りの部分の提出を委員長にお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 委員長。

○益田洋介君 まだ終わっていない。

昭和五十六年八月一日、条約法に関するウィーン条約というのが締結されております。その中の第三節第三十一条で、関係合意文書というのは条約の本文の解釈に当たって非常に重要な役割を果たすんだ、こういうふうな規定がございます。という点になると、安保条約そのものをきちっとした形で正確に把握するためには、解釈するためには合意文書が全部明らかにならなきゃ解釈できないわけなんです。この点について、私はもう少し政府の認識を改めていただきたい。

余りにもすべてを隠ぺいしている、そういう印象を与えているわけです。私は大蔵委員会でもそのことを申し上げた。大蔵省が不信を買った原因は何か。全部事実関係を隠ぺいして明らかにしてないから、私はそれが主な原因であると個人的に考えますが、総理の見解を伺いたいんです。

その前に、外務省の記事資料というのがございまして、これは昭和五十年十二月二十五日に発表されている。表題は「外交記録の公開について」。御存じですか。「外務省では、古い外交記録の公開について鋭意検討してきた結果、今般、原則として作成後三十年を経た外交記録を、一部の例外を除いて、一部の例外です、という例外外ばかりありませんけれども、「秘を解除し公開する」との方針を決定した。外務省がつくったんです。「昭和二十年八月以降の外交記録のうち、原則として三十年を経たものは、順次秘密指定を解除し一般の閲覧に供する」と。こういうものを出している。

出されているじゃないですか。外務省が決めたことだ。総理、どう思いますか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) どうも議員の御議論がいろいろな部分にわたりました、全部を私はお答えする能力がありませんので、外務省そのものの部分については外交当局からお答えをさせたいと思います。

その上で、五・一五メモに関する問題について

は、先日、五・一五メモと言われる部分については全部を知事にお渡ししました。そして、それに関連する約十ばかりの文書があります。それは知事にリストをお見せした上で、翻訳を終わらせ、米軍の了承をとり次第お渡しします。ただし、中にこれとこれは確実に個人名の問題あるいは特定の技術的な問題でありますので、お察しであればその実物を知事にお目につけた上で公表は控えたいと思いますというものを全部御説明し、その非公表とすべきもので合めて知事との間には合意を得ております。

目下翻訳中のものは、その翻訳が終われば次第届けることを五・一五メモに関連するものにつきましては知事と約束をしておりますので、その約束どおりに進んでまいります。

○益田洋介君 五・一五メモについては前向きな姿勢を示していただいたので、一歩前進というふうに受けとめます。

ただし、本土の米軍基地における合意文書については、どうか委員長、先ほど申し上げたように政府から提出をさせていただきたい、そのように思います。

○國務大臣(池田行彦君) 本土の施設・区域に係る合同委員会の合意につきましては、従来から、提供された個々の施設・区域の概要は官報で告示しております。

しかし、沖縄の施設・区域に関するいわゆる五・一五メモのようなまとまった形で、それぞれの施設・区域の使用条件等をまとめた合同委員会の合意というものは本土の施設・区域についてはないわけでございます。関連の合意は昭和二十七年以降、いわば部分的な改正の積み上げといえます。うか、そういう形で進められてまいりましたので、量的にも極めて膨大なものとなっております。

そういった事情がございますので、これを一挙にすべて公開する、公表するということは物理的、技術的に極めて困難であるという点は御理解を賜りたい、こう思います。

いずれにいたしましても、過去の合同委員会の合意につきましては、従来は合同委員会そのものを非公表でやるという了解をいたしました。日米間の合意のもとに運ばれてきた、そういうことで、原則非公表で来たわけでございます。それが、昨年三月二十八日の合同委員会の際に、自後の合同委員会については原則公開でいくというふうに改めました。そして、そのように実行されております。そしてまた、その際、過去の合意につきましても、その公表の可能性について順次見直していくこと、こういうことを合意されたわけでございます。

いわば五・一五メモの公表というのも、その後別の事情がございましたけれども、基本的には昨年三月二十八日の合意に基づいて公表したものでございます。また、ほかのものにつきましても、今後順次見直しを行い、その公表の可能性について進めてまいりたい。

したがって、先ほど申しました本土の施設・区域の使用条件等にかかわるものにつきましても、そういうふうな検討を進めてまいりたいと思っております。先ほど申しましたように、まとめた形になつていないということ、膨大な量になつていくということ、公表の時期等につきましては制約があるという点については御理解を賜りたいと思っております。

○益田洋介君 順次公開をするという約束を取りつけさせていただきました。

時間を余りかけないで、今こういう重要な時期でございますから、検討することを検討するなんということを言わないでいただいで、どうか前向きに、情報の公開には政府全体として、特に外務省はお願いしたいと思っております。

次に、昨日、同僚議員の高野博師議員から外務大臣に質問をいたしまして、竹島は安保条約の適用対象となるかどうかという質問に対して、外務大臣は、竹島は日本の施政下にあるとは言えないので安保条約第五条に基づく適用ができない、こういうふうな答弁をなさいました。私はこの言

いはちよつと問題があるのではないかとこのうに感じております。

施政権という言葉につきましては、行政、立法、司法上の権利の全部または一部を行使する権利を有するものとする、こういうことでございまして、沖縄の返還時も領土、つまり領有権の返還ではなくて施政権の返還であった、こういうことになつておるわけでございます。政府は、昭和四十四年、四十六年の衆議院、参議院のそれぞれ予算委員会におきまして、そうした見解をあらわしているわけでございますが、私は竹島には日本固有の施政権が存在するというふうに考えております。

施政権、つまり統治権というのは固有不可分の権利であり、国家の権利、主権と呼ばれることもありますが、施政権がなくなつたという外務大臣の発言は主権を失つたという意味にとられかねない。つまり、統治権は今も日本にあると私は思っております。ただし、統治権を行使することができない状態に、昭和二十七年当時ですか、当時の総理大臣がもう少し頑張つていただければ、そういう状況にもならなかつたわけでございますが、残念ながら今そうなつています。

私は、竹島の領有権並びに施政権は依然として日本にある、しかしその施政権を行使できない状態になつてしまつたんだ、そういうふうな解釈すべきではないかと思うわけでございます。

ポツダム宣言の第八項には、日本の領土というのがどういふものであるか、統治権を行使する領土はどのいふものかということがきちつと規定されております。その中に竹島は入っている。だから、統治権は依然として日本にあるということ、私は改めて認識していただきたいし、外務大臣の口からそういうことを伺いたいと思つておるんです。統治権を失つたなどというのは大変なことですよ。

さらに、もう一つ事例を申し上げます。今、韓国は物理的に竹島を占有しているわけ

ございますが、占拠しているわけでございますが、施政権を行使しているわけじゃない。施政権は日本にあるんです。その点を改めてもらわなきゃ困る。韓国は条約やその他の何らかの法的根拠を持って施政権を行使しているわけじゃないんです。ですから、第一種の漁業権や鉱業権、鉱業権というのは鉱山を採掘する権利でございますが、これはまだ日本にある。だから、施政権は立派にある。行政権を持っている、日本は、施政権がないなんて言ったらとてもないことになる。この点について、まずお考えを伺います。

○国務大臣(池田行彦君) まず、一昨日の高野委員の御質疑に対する御答弁、それからチェックしていただきたいと思います。私は我が国の統治権がないあるいは施政権がないという御答弁はいたしておりません。事実の問題として施政が行われていない、あるいは施政が及んでいない、そういうことを申し上げておきます。

もう一度繰り返しますと、我が国政府の立場は竹島は我が固有の領土である、こういうことで一貫しております。そういう意味では、仮に施政権というところをおっしゃるならば、法的には施政権が我が国にあるといましようか、あるいは我が国が施政を行う立場にある地域である、それが我が国政府の立場でございます。我が固有の領土であると申し上げているのはそういうことでございます。しかしながら、事実の問題としてそういう施政が及んでおるかといふと残念ながらそういう状況にない、こういうことを申し上げたわけでございます。

そして、我が国のこういった一貫した立場からするならば、今韓国が事実上占拠しているという状態をもとに我々は認めるわけじゃない、韓国が正し、あるいは今あそこで事実行為、事実行動としていろいろなことがございまして、韓国が正当な根拠に基づいて施政を行っている、あるいは施政権が及んでいるなどということは私どもは認めておりません。そのところは正確に申し上げ

ておりますが、チェックしていただければ、私は我が国の領土であることを明白に申し上げておりますし、統治権あるいは施政権を否定するような御答弁はしていないということを繰り返して申し上げておきます。

委員も御承知だと思いますが、私は安保条約第五条の日米共同対処が行われるべき地域かどうかというところで御答弁申し上げたわけでございまして、それは英文で申し上げますと、テリトリーズ・アングラー・ジ・アドミニストレーション・オブ・ジャパン、アドミニストレーションという表現でございます。だから、それは施政権かどうかではなくて、事実の問題として施政が行われているかどうかという観点から御答弁申し上げた、そういうふうな御理解賜りたいと思います。

○益田洋介君 ですから、竹島は日本の施政下になく、したがって安保条約の対象にはならないという言い方は間違いなんです。日本の施政下にある、ただし占拠されているから施政ができないだけなんです。そういうふうな改めてください。もう答弁は要らない。

もう一つ例証を挙げます。

東京地方裁判所の昭和三十六年十一月九日の判例があります。「辻富蔵V国および島根県」ということで、これは「課税権の国際法上の限界——竹島の地位」という命題で裁判が行われました。どういうことかというところ、昭和二十九年の二月二十六日に原告が竹島における採掘権を許可され、登録がなされた。ところが、竹島は昭和二十九年五月以降韓国によつて占拠された。事実上採掘が実施できなかった。したがって、原告は、課税処分は違法であり納付義務がないというこの確認を求めたほか、損害をこうむったとして、内閣総理大臣の義務懈怠によるものであるから国の損害賠償を請求した。

それに対して東京地裁は、日本国の統治権は原則として日本国民及び日本国の領土内にあるものに對してあまねく及んでいふものだ、国際的三重課税防止の見地から、課税対象である鉱業権の所

在地である竹島は日本国の統治下にあるものだから、日本国の統治権の一作用としての課税権が消滅する理由はない。鉱区所在地域に対する統治権が失われたわけではなく、行使が事実上不可能になったにすぎないんだ、鉱区税の賦課徴収権は消滅していないんだ、納付義務がないことの確認を求めた部分はしたがって却下されましたし、損害賠償請求は棄却された。

つまり、この判例からもわかるように、竹島は日本の統治下にある、法律上は、この点ははっきりしてください、外務大臣。

○国務大臣(池田行彦君) 先ほど申しましたように、我が国の立場は、竹島は我が国の固有の領土であると申し上げております。そして、統治権、施政権とおっしゃるならば、それは私どもはそんなものは否定しておりません。そして、我が国の施政が行われるべき地域である、こう申し上げております。

ただ、事実の問題として、そういった当然行われるべき我が国の施政が行われる状態になつていないのは残念だ、そしてそういった状態を解消するために粘り強く努力する、そちらが問題だ、大切なんだ、こう申し上げているわけでございします。

そして、私が御答弁申し上げましたのは、あくまで安保条約第五条の共同対処の適用範囲になるかどうかという観点で申し上げているわけでございまして、そういう点はそれを御理解賜りたいと思います。

○益田洋介君 この話だけしていても時間もつたないんですけれども、最後に一つ、領土という観念がございします。これは英語で言うところのテリトリー。主権のことです。国際法上、領土の変更は割譲、併合、先占によつて行われるわけです。国際法上の先占、これはオキュペーションと言つていますが、他国の国家の機関によつて行われ、領土権取得の意思表示と現地における実力の樹立があることと先占が成立する。これは今のままでいたら領土が移転しちゃうんだ。これが問題だと言つて

いるんです。最後に、総理にお尋ねしますが、先日、ウィリアム・ペリー前国防長官が見えて、八日に内幸町でインタビューに答えた。日米両国間が進んでいる日米防衛協力のための指針、ガイドラインの見直し作業に関連して、中東からのシーレーン、海上輸送路は日米両海軍による共同作業の対象である、こういうふうな明言を行っている。この点についてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 新聞で報道されておりました御指摘のペリー前国防長官の発言、これは私は正確に内容を存じませんので、それ自体へのコメントは控えたいと思います。

その上で、今ガイドラインの見直し作業の中で、日本周辺の地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合における日米協力のあり方につきまして、生じ得るさまざまな事実、事態を想定しながら検討を行つております。

現時点におきましてその具体的な内容についてはお許しをいただきたいと思っておりますけれども、先般来お答えを申し上げておりますように、このガイドラインの見直しの問題というものは、国民の皆様御理解を得ながら進める必要のあるものであります。当然ながら国会でも御議論をいただく場があるという性格のものと考えております。五月中旬以降、作業の状況のしかるべきときに、そのときまでの進捗状況と検討内容を公表させていただきます。さまざまなケースを想定しております。

さまざまなケースを想定していく、このガイドラインの見直し作業の中間報告をいたしますと、逆に今度は、それに加えてこういうケースはどうかという御指摘を受ける場面も多々あるかと思ひます。最終的にはそうした国民的な御意見というものをその中に我々としては盛り込んでいきたい、そのようなことを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○益田洋介君 終わります。ありがとうございました。(拍手)

○田英夫君 冒頭から私ごとで恐縮ですが、私も、太平洋戦争中、私は学徒出陣で海軍に入り、震洋特別攻撃隊の隊員になりました。これは船の特攻隊ですが、そのときに任地が沖縄になれば、沖縄が私の死に場所になったわけでありました。大勢の戦友が死んでおります。

同時にまた、昭和四十六年、初めて参議院議員になりましたとき、最初の仕事は沖縄返還であります。同年の十一月、十二月にかけて行われたいわゆる沖縄国会が私の最初の本格的な国会でありましたので、沖縄については殊さら大きな関心を持っていてと自分で思っております。

そこで、今回のいわゆる特措法改正問題を考える場合に、四つの視点があると思います。

一つは、いわば沖縄の心の視点です。沖縄の皆さんが置かれてきた過去、現在の状況、そういう中でどう対応したらいいかという問題。二番目に、法律的な視点があると思います。このことは当委員会でもいろいろな視点から取り上げられた問題であります。三番目に、外交、防衛的な視点からの立場があると思います。最後に四番目に、政治的な視点、これはかなり広い問題であります。例えば率直に言って安保連合というような動きもこの問題を契機にして出てきたとすれば、一つの政治的な波及の視点の中に入ってくるんじゃないかと思えます。

それはそれとして、きょうは外交、防衛の視点から問題を絞って伺いたいと思えます。

それは沖縄の米軍基地を縮小するという点、これがなければ最終的に沖縄の皆さんの心を満たすことができないことは明らかでありますから、外交努力によっていかに米軍基地を縮小できるかという、これは与野党を通じ、あるいは国民の皆さん全部の大きな関心事であり、また課題であると思えます。

そこで思い出するのは、今米軍基地が沖縄に置かれていたその根拠は言うまでもなく日米安保条約であります。日米安保条約は、昭和二十六年のサンフランシスコ平和条約締結のときに、同時に当

時の吉田茂首相の署名によって結ばれたところから始まりますが、サンフランシスコ平和条約が締結されて十年後の昭和三十一年に、私は新聞記者として、もう総理をやめておられた、リタイアされていた吉田茂さん大機のお宅にお訪ねしてお話を聞くと、そういう機会がありました。

そのときに吉田さんが言われた言葉は非常に私の印象に残っているんですが、当時、全面講和ということがあったけれども、あのときの国際情勢の中で全面講和なんというものはあり得なかつたんだ、社会党の人たちははるばるいよという言葉をそのときに言われたのを今も覚えております。

確かに全面講和ができればそれにこしたことはない、しかしアメリカを中心とする自由陣営とソ連を中心とする社会主義陣営が鋭く対立して、その年まで実は朝鮮戦争が火を噴いていた、そういう状況の中で全部と講和を結ぶということはあり得ないじゃないか、私は自由主義者だから自由陣営に身を投じたらいと思つたんだ、こういう大変率直なお話があったことを記憶しております。それから日米安保条約が始まった。経過はいろいろありましたが、これが根源であることは間違いない。

では、今の世界情勢を見たときに、吉田さんが言われた両陣営が鋭く対立していたという構造は明らかに変化を遂げている、いわゆる冷戦構造の崩壊という状態になっているわけです。

私は冷戦構造の崩壊を考えたときにきつかけとして大事なのは一九七二年という年だと思っております。つまり、一つはニクソン訪中です。そして、田中総理、周恩来総理のいわゆる日中国交正常化の実現、三番目に実は沖縄返還があるわけです。もちろん、このアジアの周辺では、世界を驚かせた南北朝鮮による七・四共同声明というのが出されたのもこの年でもあります。これはもちろん実りませんでしたけれども、これはまさに資本主義が社会主義かというイデオロギーの対立が政治の中では今後それまでよりは大きな価値は持たなくなってくるという、その前兆だったと思うんで

す。そこで、朝鮮問題に具体的に触れていきたいと思えます。

今、南北ともに国連に加盟しているという、かつては想像つかないことが実際に起こっている。もう一つ、余り皆さんお気づきになっておりませんが、北朝鮮は実は非同盟諸国会議に参加を拒否している。あの東西対立の時代に突入したわけですが、構造上は、この問題。しかし、現実には世界でただ一つイデオロギー対立という状態が鋭く残っている、いわば世界の動きから取り残されてしまった場所だという、このことは私は悲劇だと思えます。

そこで、日本はといいますか日本政府は何とかしてこの南北対立という状態を解きほぐす努力をすべきではないかと思えますが、総理、いかがですか。

○国務大臣 橋本龍太郎君 朝鮮半島に不安定な状況が継続をしていること、そしてその一方の当事者との間に正常な国交が開かれておられないこと、これは日本としても当然のことながら意識し、この状態を改善するための努力を怠ってはいない対象であると思えます。

その上で、現時点におきましても、例えばKEDOの問題でありますとかあるいは人道支援といった形での対応というものは我々も努めてまいりました。しかし、例えば金韓国大統領、クリントン米大統領が呼びかけた四者会談の提案、これには中国と当然ながら北朝鮮が入る、これに對してもよくよく共同説明会が開催されるというところまで、そういう動きまで見えてはきております。しかし同時に、依然として従来よりも少し兵力の展開規模は大きいわけです。そして、軍事境界線を挟んだ兵力対峙の状況は変わっておりません。

私は、不確かな情報をもとにしてこういう議論はすべきではないと思えます。しかし、その上で、日朝正常化交渉というものが外交ルートによつて、これは国会側の御協力を得て始まったものであります。始まって数回目に特定の日本人と思われる女性の存否をめぐって中断をいたしました後、政府レベルにおける交渉というものはごく低いレベルで、この糸を切らないように私は努力を続けておりますけれども、大きなものになる状況ではありません。

さらに、このところ本院においても何遍か御論議をいただいておりますように、一定の時期の間に消息を絶つております日本人、年齢の幅も多少幅があります。確認されております方、もう一つ確認ができていない方がおりますけれども、少なくとも六件九人という方々に対し、北朝鮮に拉致されたのではないかと疑いがかかっており、それに対する答えを、それが真実でないならというその証明を、答えを求めなければならぬという状況にあることも事実であります。

しかし、繰り返して、例えばKEDOに対して我々はその理事国として積極的に取り組んでおりますし、そういう努力はこれからも必要なことと思えます。

○田英夫君 今、総理も言われたKEDOの問題あるいは北への食糧援助の問題、そしていわゆる四者会談の問題、これを見ると、アメリカ政府はこのところ非常に積極的に取り組んでいると思えます。

実はきょう、日本時間のけさ、ニューヨークのいわゆる説明会で北朝鮮が四者会談について回答をするのではないかと期待があつたわけですが、先ほど外務省に確認をいたしましたら、これは十八日に延びたというのでありますから、まだ四者会談の実現についてはわかりませんけれども、いずれにしても総理が今言われたこと、一部を除いて私も同感なんです。

そこで、朝鮮半島の問題の中でも一つ、北朝鮮の態度というのが実は極めて不透明であるというところは私も事実だと思えます。私自身、何度か北朝鮮を訪ねております。しかし、にもかかわらず不透明な部分が非常に多いという国であります

て、これは国会側の御協力を得て始まったものであります。始まって数回目に特定の日本人と思われる女性の存否をめぐって中断をいたしました後、政府レベルにおける交渉というものはごく低いレベルで、この糸を切らないように私は努力を続けておりますけれども、大きなものになる状況ではありません。

さらに、このところ本院においても何遍か御論議をいただいておりますように、一定の時期の間に消息を絶つております日本人、年齢の幅も多少幅があります。確認されております方、もう一つ確認ができていない方がおりますけれども、少なくとも六件九人という方々に対し、北朝鮮に拉致されたのではないかと疑いがかかっており、それに対する答えを、それが真実でないならというその証明を、答えを求めなければならぬという状況にあることも事実であります。

しかし、繰り返して、例えばKEDOに対して我々はその理事国として積極的に取り組んでおりますし、そういう努力はこれからも必要なことと思えます。

○田英夫君 今、総理も言われたKEDOの問題あるいは北への食糧援助の問題、そしていわゆる四者会談の問題、これを見ると、アメリカ政府はこのところ非常に積極的に取り組んでいると思えます。

そういつた上に立ちましてお答え申し上げますと、確かに最近の北朝鮮のいろいろな場における動きなり姿勢というものには、先ほど申しましたような変化の兆しといましようか、あるいは兆しを予感せしめると見られないこともないという

私の体験ですが、一九八七年だったと思います
が、東ベルリンで東ドイツ主催の核軍縮の国際会

隣接するロシアその他の関係においても安定した状況を望んでいる、基本的にはそうだと思ひます。

そういうたあらわれが、例えばロシアとの関係で申しますと、今月末には江沢民主席が訪口されるところ伺いしておりますけれども、その際に、カザフスタンその他の中央アジアの国も含めながら、あの地域の安定のために、あるいは軍備の縮小のためにいろいろ相談をし、新しい協定を結ぶんじゃないかということも報ぜられているのは委

員御承知のとおりでございます。

特にアジア太平洋、こちらの、我々日本もかわる方について申しますと、二国間の関係でも安全保障の面でもいろいろ対話を進めようという姿勢があらわれておりますし、極めて典型的なのはASEAN地域フォーラムにおける中国の参加のあり方だと思えます。従来は、どちらかと申しますと、そういったフォーラムに参加いたして、中国自身の利害に直接関係してくるような、触れてくるような問題については明確に主張いたしましたけれども、地域の安定全体を求めるという点につきましては余り目立って発言はなかったというように見受けられました。

しかしながら、昨年あたりからそういった面でも積極的に発言されるようになり、そして具体的に申しますと、あの中に信頼醸成のためのワーキンググループがございます。日本とインドネシアが従来共同議長としてかなりの成果を上げていたわけですが、それを中国が自分が次から引き受けようじゃないかと、こう言いついて、現在フィリピンと共同議長を務め、先般北京でその会合も持たれたところでございます。

そういうふうなこともございますし、二カ国間でも、先ほど御指摘になりましたが、政府間におきましても、例えば米中との間で安全保障の問題についても議論しておりますし、日中間におきましても、私も先般北京へ行ってまいりましたけれども、もちろんそういった地域の国際情勢、そして安全保障の問題についてもいろいろ話をしています。

さらに、最近の進展で目立ったことを申しますと、三月でございますが、局長レベルにおける日中安全保障対話というのを行いまして、数時間かけまして、七時間だったのですかな、そしていろいろ突っ込んだやりとりもいたしました。例えば、中国は日米安保体制のあり方について心配を表明されたということもありましたけれども、そんなものじゃないんだぞということをお互にわかるる説明し、向こうもそれには彼らなりの疑問点を提

起しながら真剣にいろいろ聞いてきたというようなど、それから逆に当方からは中国の軍事態勢、例えば軍備の近代化についての透明性を図る努力、それなりに最近見られはするがそれを一段と強化する必要があるというようなことも率直にこちらが申し上げる、こういうこともございました。

そういった意味で、マルチの場においてもバイの場においても、安全保障の面でも中国が少なくとも対話を積極的に進めていき、そして安定化を望んでいるというのは基本であろうとは思っています。

○田英夫君 中国のことについての外務大臣の今の話は私も全く同感するところが多いんですが、そこで一つ提案といいますか、本日に日本を中心とした世界の情勢を安定させる、これが結局沖縄の基地撤去ということに直結していくと思うので、そういう立場から申し上げたいのは、最近アメリカでも中国でも、日米中、日本、アメリカ、中国、この三カ国のトライアングルという考え方がしきりに議論をされているという事実であります。

一つ御紹介すると、もう御存じと思いますが、ドナルド・オーバードーフアーというかつての著名なアメリカのジャーナリストですが、今はジョーンズ・ホプキンス大学の客員研究員という肩書で、ことしの三月に来日して日本で講演したときのことを読んだのでありますが、まさに日米中トライアングルという題で講演をしているんです。その中でオーバードーフアー氏は、日米中というのは三角形なわけですが、日米関係というこの辺は非常に太い実線だ、それから米中関係というのはまだ細い不安定な線だ、それから日中の間の線は最も細くて不安定だ。このオーバードーフアー氏の意見には私もちよつと異論があるわけなんですけれども、それはそれとして、この著名なジャーナリストであり国際問題の専門家がこういうことを言っている。これは注目し値すると思えます。

実は昨年四月に後藤田さんが中心で、日中間人会議という、これは超党派の議員あるいは学者、文化人、そういう方で総勢五、六十人で行ったんじゃないでしょうか、そのときの議論、それからその直後に、同じような意味で、国会議員も参加して日中懇談会という中国の国際問題の専門家との話がありましたが、このときにまさに日米中三角形論というのが中国側から出てきました。

上げていかなければならないと思っております。そして、むしろ私はその三角の形をしつかりと安定させること、ASEANの了解をとお話がございますが、実は私はことしの正月にASEANのうちの五カ国を回りましたとき、同じような考え方を述べ、その必要性を訴えてまいりました。濃淡の差はありますが、それに対して異論のある首脳たちはございませんでした。我々は、議員の示された方向、今我々が動きつつある方向、殊に中国を建設的なパートナーとして国際社会に受け入れさせるために中国側にも努力をしてもらうが我々もその受け入れの努力をする、この考え方は非常に共通したものだと思えます。

日米中というこのトライアングルの線をすべて実線にしていくことができるようになってくれば非常に大きな意味がある。ただし、そういうことについてはASEANを初めアジア各国に十二分の了解をしてもらわなければならぬといううことはもちろんだと思いますけれども、この辺の日米中トライアングルということについて総理はどうお考えになりますか。

○田英夫君 まさに今、橋本総理がおっしゃったクリントン大統領ともそういう話をしたんだといううことは大変我が意を得たという感じがいたしますが、私は戦後五十年のこの日本の外交を中心とした動きの中で大きな決断をしたのが過去に二つあると思います。一つは吉田総理のサンフランシスコ平和条約の締結、二番目は言うまでもなく日中国交回復、田中総理のやられたこと、そして実は今それに匹敵するぐらいの大きな日本の今後の進路についての決断を橋本総理はしなければならぬ、される、そういう状況にあるんじゃないかとさえ私は思っております。

○國務大臣 橋本龍太郎君 昨年、東京で日米首脳会談を行いましたとき、余り公表いたしませんでした、クリントン大統領に対し私から申し上げたことは、米中関係をもっと進めよう。まさに今お話のありましたような日米、米中、日中、これは大事だよという話であり、今にかく大統領選を控えてなという話だったんですが、その後アメリカは非常に努力をしてこられました。

この沖縄問題というのは、私は本会議の質問の中でその言葉を使いましたが、日本の進路が決まるという意味で、実はその根底には今の日米中の問題あるいは朝鮮半島の問題、そういうことを含めて考えていたわけですが、そういう意味で例えば今言われた日米中トライアングルを構築していくんだとこの三カ国が一致してくるということになれば、これは大変大きな、何々条約を結ぶとか国交回復をするとかいうことは大変目に見えないところではあるけれども、トライアングルをつくるというのとは異なる、非常に重要なことで、これを進めていくという決断をぜひ橋本総理初め政府の皆さん

私本人が少しへまをしたこともありまして、昨年ちよつと日中関係が一時期ぎくしゃくいたしました。しかし、先ほど議員がスピークを引用されておられましたけれども、APERCのスピークが非公首脳会合、その前日の日中首脳会談である程度まで回復はできたのではないだろうかと思っております。

そして、ことしがちよつと二十五周年ということもありまして、両国の間の人の交流も政治家ばかりではなくいろいろな層での交流がふえていくであろうと思っておりますし、そうした中で中国との関係というものは私はしつかりしたものにして

んはやっていただきたい。迂遠なようだけれども、そういうことを進めていく、そうした外交を進めるということが沖縄の基地縮小、最終的には撤退ということに結びついていくのではないかと私は思っているわけです。

先ほどのフリービンの基地撤去のときに、実はその中心になったタニヤダ上院議員という若い人ですが、お父さんも上院議員でしたが、そのタニヤダ上院議員が言った言葉というのはある意味では大変情緒的ですが、最後のアメリカ軍艦が我が領空から飛び去り、最後のアメリカの軍艦が我が水平線から姿を消す情景は感動的であろうと。これはまだ反対が決まる前の演説の中で言った言葉ですが、これは沖縄の皆さんが期待していることだということを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤でございます。

私自身は田先輩ほど厚みのある、深みのある、そういった体験はございませんが、自分自身の人生体験をいたしまして、私自身が小学校時代まで住まいをしたところは二百メートルぐらいのところまで米軍の住宅接収地がございまして、その後何年かたちまして接収解除されましたけれども、私の母校でございます、この前甲子園に選抜されましたが、Y校に通うのに、もし基地があるならば相当迂回して行かなければならなかった、そういうところには実は住んでおりました。また別に、基地の中にも年何回か開放日がございまして、遊びに行くとか何かもらえるというような幼児体験も実はあるわけです。

そんな思いで、そして昨日お話しさせていただきましてけれども、この国の安全保障について根幹を揺るがすことではないことであるけれども、基地の持つ重圧、そしてまた苦しみをできるだけ和らげていかなければならないということについて、沖縄の方々の痛み、苦しみ、そのことについては自分ながらも認識をしているつもりでございます。

ます。

そういう意味で、我が会派といたしましては、今度の法改正が少なくとも国際情勢の変化ということも含めまして、そしてまた今回の法改正に至る手続的な点も含めまして、五年の時限立法であるべきだということについて、なお主張させていただきます。

さて、私は今回の論議に先立ちまして、改めて「日本の防衛」を隔々まで読ませていただきました。国際協調、平和への努力の推進と民生安定による安全保障の基盤の確立、あるいは効率的な防衛力の整備、日米安保体制を基調とする、このことを基本方針とする、あるいはこの方針を受けまして、我が憲法のもとで専守防衛に徹して、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないんだと、こういう基本理念は当然のことだということに思っています。そして、この安保体制を引き継ぎ基軸としていく中でシベリアコントロールを確保していく、あるいは非核三原則、節度ある防衛力ということについても整備をしていく、こういうことについても私は認識を一つにするところだと思えます。

加えて、この非核三原則と同時に、今日まで国是と申しましうか、代々内閣で確認してまいりました武器輸出三原則に対して、これはまた重要な事項であるというふうに思っています。

まず、この基本方針について防衛庁長官にお伺いいたしますけれども、これはもうここに書いてあることなので、そのとおりであるということになつてしましますけれども、改めてこの国防の基本方針、そしてこの原則、基本理念、あるいは武器輸出三原則も含めまして確認させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長退席、理事水田良雄君着席
○国務大臣(久間章生君) 今書いておられますとおり、それはもう全く同じような考え方であります。その考え方はこれから先も引き続き我が国の防衛としてとられていくかと思えます。ただ、武器輸出三原則につきましては、最近い

ろい議論がございますのは、例えばカンボジア等いろいろな地雷等の発見をして取り除いていく、それを撤去するために必要な機具まで武器輸出三原則になるのかならぬのか、そういう議論が実はございまして。そういうことについては国会等の議論も経ながらいろいろと検討していく問題じゃないかというふうなこともございまして、ただいま委員が述べられましたほかの件についてはもう従来どおりの考え方でございます。

たしまして、非常に何か言葉として貧弱過ぎるんではないかというふうに思っています。これは質的に違ふのかもわかりませんが、人事院が昨年の勧告のときに官民人事交流を積極的にしましうと、こういう提言がありまして、そして今改めて法制化をしなさいということについて両院そして政府に対しても提起をしております。

○齋藤勲君 後段の部分でございまして、内容的に吟味をしていきまじやうな議論が深まらないことは事実だというふうに思っています。

アメリカの場合は大統領制、そして我が国の場合は議院内閣制ですけれども、例えば国防次官補とかいろいろ政府の要職に、大学の教授だとか研究所の人とか、そういう人が政策決定者になつて、そしてまた民間にと、循環という言葉が当てはまるかどうかですが、そういうシステムができています。日本の場合はまだできていないわけですね。

ただ、私も何かオウム返しに武器輸出三原則、三原則という言葉を言うわけではないんです。これは、つい最近も対米武器技術供与についての内閣官房長官談話というのが昭和五十八年に出されておりました、これもこのときに、少なくとも武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保していくと、さらに今後とも基本的に武器輸出三原則を堅持していくということ、そしてさらに昭和五十六年三月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していくということについて確認をして今日に至っていると思うんですが、このことについては変わらないということにはよろしいですか。

あともう一つは、厚みとしてはシンクタンクの量もまた違ふと思うんですが、これから発信をする側、議会もある、あるいは政府もある、そしてまたもちろん民間もあるかというふうなふうに思うんですけれども、やはり発信をする努力というものを私は多角的に検討していかなきやならないんではないかというふうに思っています。

○国務大臣(久間章生君) そのようなことについては全く変わりません。

そういう意味で、外務大臣、フロントチャネルそれからバックチャネルですね、日米で比較した場合、私はそういう人事面での違いも含めて御指摘させていただいてるんですが、いかがでしょうか。

○齋藤勲君 そういった前提で、国の安全を確保する手段のうち、外交の分野での努力が極めて重要であるということ、これも論を異にするといううことはなないと思えます。

○国務大臣(池田行彦君) まず、米国の社会であるいは日本の社会でどういうふうな、ソーシャルモビリティと申しましうか、いろいろな職をどういうふうにかわるかという点は随分違ふんだと思えます。日本の場合は、最近随分変化があるとは申しまして、基本的に終身雇用制というのが中心になつておたところでもございまして。それが、政治の観点から申しますと、アメリカではいわゆるポリティカルアポインティーの制度なんかもございまして。

外交で信頼関係を築くということは大変大切でございまして、これも前回議論させていただきました。参考人のお言葉もございましていただきました。フロントチャネルとバックチャネルがあるというところでございまして、フロントチャネルはあるけれども、バックチャネル、これはいろいろ大変だと思ふんです。ところが、このバックチャネルが日本の場合、とりわけ日米で比較をい

そういうこともございまして、確かにこれは安全保障とか外交に限定されたわけじゃございませ

んけれども、米国の場合には政府関係者、政府の政策決定の責任ある立場につく方が学界であるとかシンクタンクであるとかビジネスの世界から来られるということ、あるいはまた逆の流れということも日常にあるというのはそのとおりでございまして、日本の場合はそういったところが非常にまれであるということは御指摘のとおりだと思います。しかし、そういった中でも、極力いろいろな形で交流、意見の交換を通じて民間の意見等も反映されるように努力をしていることは御承知のとおりでございます。

それから、国をまたぎましたいわゆるバックチャネルをどうかという点でございまして、私も、そういう点につきましても我々は我々なりに努力しているつもりでございます。例えば日米間でも、安保条約に基づきますSSCだとかSSCだとか、そういったきちんとした政府間の協議の仕組みはもちろんでございますが、そのほかにも民間でもいろいろなチャネルがございまして、それから、多国間でもそういったものもございまして、それから、シンクタンクもまた米国に比べてというお話がございましたけれども、しかし世界的に見ますと我が国のシンクタンクも最近随分大きな役割を果たせるようになってきたと思えます。

そういったものを踏まえまして、今シンクタンク間の外交あるいは安全保障問題についてのいろいろな対話の場というのが多国籍のものも含めまして随分ございまして、それは外務省とも関係がございまして国際問題研究所なども積極的な役割、場合によってはスポンサーなんかもやっております、例えば日米韓の対話の場であるとか、日米中あるいは口の間のものであるとか、あるいは北東アジアについてのフォーラム、これは北朝鮮にも入っていただいよと言っているんですが、それは実現しておりませんが、日、米、中、韓、韓の間でのシンクタンクベースでのそういったいろいろな意見の交換というのはかなり頻繁に行われておるところでございます。

（理事永田良雄君退席、委員長着席）

また、そのような性格のフォーラムには我が国の外務省あるいは防衛庁といった安全保障問題に責任のある立場におります者が個人の資格で入っている、他国も同じような資格で入っている、そういうふうなものもございまして、委員がおっしゃいましたいわゆるバックチャネルにつきましても最近いろいろな努力はしておるところでございます。今後とも努力は続けてまいりたいと思っております。

○齋藤勲君 私、ただいま外務大臣から御答弁いただきましたアジア太平洋地域における安全保障対話あるいは防衛交流について政府から資料をいただきました。二国間あるいは多国間の実績について見させていただきました。とりわけ、大変私が重視をさせていただきましては、民間主催ですけれども、北東アジア協力ダイアログが目についたわけでございまして、今も外務大臣からお話のございましたけれども、残念ながら北朝鮮が加わっていないということでありまして、既に六回ほど開催をされているということでありまして、ただこれは率直に言ってしまうと外に出るでなく、私もわからないですね。資料をいただいたて初めてこういうのはこういうことなんだ、そういう意味ではもつとこれを発信していただきたいということと同時に、もつとこれが豊富化するということ、またこれだけじゃなくたっていいわけですから、そういう意味でいけば、私は防衛庁の予算がどうのこうのと今云々するつもりはございませぬし、外務省の予算も云々するつもりはございませぬが、やはりこの対話関係、防衛交流、信頼醸成については積極的に進めていくということを私は訴えさせていただきますと思っております。

そこで、北朝鮮のいわゆる脅威ということがずっとこの間話されておるんですが、私はとりわけこの四者会談、そしてロシア、日本も入ったの六者会談、南北そして米中だけでなく六者への枠組みというのを展望すべきではないかというふうには考えているわけであります。

この枠組みが進展をしていくならば、南北間の

信頼関係というのは、信頼醸成が進むことによって、双方の部隊の移動、演習についても誤解を与えないための事前の通報を取り決めていくようなことではないか、あるいは突発的な事態が生じたときに緊急協議のためのホットラインがあった方がいいんではないかとか、あるいは先制攻撃をさせませんよという約束があってもいい、そういうことの取り決めというのはこの信頼醸成がどんどん進むことによって可能になっていく。そうすると、いたずらに何か危機ということでの軍事衝突なりそういったことが回避できるというふうに私は思っています。

いずれにしても、大規模な攻撃というものが行われる可能性は極めて小さくなるわけでありまして、そのことを条件とするならば、緊急突入用の師団、今回私はずっと海兵師団のことを話させていたのですが、サポーター部隊を前線に近い日本に配置していくという条件は著しく低減していくのではないかと、これは仮定の話をしているわけですが、そういう展開というのをとっていくべきではないかというふうに思っております。中国あるいは台湾についても同様な展開があるのではないかと思っております。これは見解として述べさせていただきます。

そこで、きょうの新聞各紙ですが、私は読売新聞一紙だけコピーをとったんです。田議員からもお話がございましたけれども、米韓韓の四者協議のニューヨークからの発信がございまして、とりあえず一つだけ提起させていただきますが、食糧支援の問題なんですね。

食糧支援がこの四者協議受け入れに導く重要な材料になっていくということで、いざいざにしましても米側の方は食糧支援というのは絶対的に必要なんだということでこの交渉の先行きは全体的に楽観をされている、食糧支援については前向きに米側の方は考えていくということです。

もう一つ、この記事なんですが、外務省のアジア局長の加藤さんが昨日のある会議で、日本人拉致疑惑や日本人妻問題があり、日本人の人道も侵

されているおそれがある、あるいは援助が軍部に渡り一般国民に届かない可能性があるということ、食糧援助問題について、人道的支援にすぐ流れる情勢ではないという報道がございまして、政府として協議をしてこういうような態度が出されているのかどうかということがまず私がお尋ねしたいことの一つです。

それから、この疑惑問題については、私は解明しなきゃならないというのは当然のスタンスだ、というふうに思っています。そしてまた、何よりも、一般国民に行かないなんということについては何のための食糧支援なのかということにもなります。ただ、これは我が国だけではなくてアメリカにも当然そういう疑念はあるのではないかと、そういうふうに思っています。ということ、食糧支援ということについては人道的立場に立つということ、そして日本は米国のチャネルもそうである、何か後からついていくみたいな気がどうしてもしてならぬ。やはりここら辺で独自の、中国からも情報交換というチャネルがあってもいいと思えますし、日本が先に何かを発信していくというふうなそんな努力があってもいいと思えます。四者協議が何かおくれましてしまうというふうな、そしてまた六者協議に入っていくかきやらないかというふうな思いを含めて、気になる点がございまして、お尋ねする点は、政府としてこの人道的支援に直ちに同調しないということを含めましてお伺いしたいというふうに思っています。

○國務大臣（池田行彦君） まず、四者協議だけではなくて日口を含めた六者協議というお話がございましていたけれども、四者協議というのは、御承知のとおりかつて行われた朝鮮戦争、これの後始末が最終的に確定した姿になっておりません。休戦の約束はできておりますけれども、それを最終的にきちんと確定できていないわけでございます。

そういったこともございまして、あの戦争に直接かかわった当事者でございまして南北、そして米国、中国というもので協議しよう、そういうこ

とで行われているということでございます。事柄の性格上、我が国としてロシアも朝鮮半島の安定には当然関心がございまして、果たせる役割もあるわけでございまして、このことについては四者でやる、こういう性格のものだというふうにお考えいただきたいと思います。

そして、こういった四者の協議が進展していきますならば、将来的にまたいろいろな国際間の協力もあり得るのだと思います。そういった話は、実は私どもも各国との間で何度も話題にはしております。現時点ではそういうことでござい

す。それから、食糧支援の問題でございますが、新聞報道はともかくとして、これも四者協議とは事柄の性格上は分けて考えていただきたいと思います。今話題になっておりますのは国連機関、WFPであるとかあるいは国連人道問題局、そういったところが人道的な観点から食糧支援をすべきであるというアピールを出している。それに対してどういうふうに対応するかという話でござい

ますが、これにつきましては、当然のことでございますが、各国それぞれにいろいろな事情がござい

ます。人道的な見地からこれをどう考えるかという点については共通項がござい

ます。それから、事情として大変窮迫しているというところはよく承知しておりますけれども、そういったことを踏まえながらいろいろ検討を進めているということでござい

ます。その際に、いわゆる拉致疑惑の問題あるいは日本人妻の問題等もござい

ます。そういつたものが直接これにかた結びつく、リンケージがあるとは申しませんが、しかし人道的な観点でいろいろ支援するのならば、こちらの方についても何か解明あるいはできれば解決、そういったことについて、日本政府が努力するのはもとよりで

ござい

ます。そういつたことをいろいろ勘案しながら、我が国としての対応は慎重にかつ真剣に今検討しているところでござい

ます。何か追隨するとかいろいろ言われますけれども、報道の中でそういう言葉が踊るといのは報道の自由でござい

ます。前回は言いましたけれども、本会議でもう少し発言してほしかったというのを今思いました。

先日、我が会派の本岡議員がおしまいの方でい

ます。それ、私も日米地位協定、それからNATO軍地位協定・ボン補足協定というような大変長文のものを

が、航空ショーを見物に集まってきた二十万人を超す観客の頭上

で、航空ショーを見物に集まってきた二十万人を超す観客の頭上

が、航空ショーを見物に集まってきた二十万人を超す観客の頭上

て、自治体のかかり方というのがあるわけでございます。日米合同委員会というのは政府の組織でありますけれども、実際今回の、この間もそうです、これからの米軍と米国の関係として、自治体の役割というものは住民との窓口として大変重要なわけでありまして、そして、さまざまな問題につきましても地域住民から自治体を受けて、そして外務省なり防衛庁、防衛施設庁、そして米軍とやりとりがあるんです。例えば消防の問題にしても、これからの災害の問題、地震の問題、さまざまなあるんですが、これは私、今短い時間の中で法的整備をしろというところについてまだそこまで主張するつもりはないんですが、地方自治体と実際に協約をいろいろ結んでいることもあるわけですね、消防協約とかなんかで。

今後こういう方向で米軍と地方自治体の間の直接的関係の拡大が望まれるというふうに思っています。基地を持つ自治体としては、そういう意味ではその方が安心だと、地域住民にとつて。そしてまた、在日米軍のその司令官とかなんかについて、自治体があるからこそ私たちはそこで今仕事ができるというところについて非常にまた安心しているわけですね。ですから、これはルールが今ないわけですね。法律的にはルールがないことを実際に協約としてやっているということなんです、この自治体の直接的関係ということについて今後やはり考えていかなきゃいけないのではないかと、積極的に政府としても研究をしていかなきゃならないというふうに私は思っているところでもあります。

大きく言つて二つ提起させていただきましたけれども、航空ショーの問題と地方自治体の役割について、御答弁はどこになりますか、お願いいたします。

○政府委員(折田正樹君) 前段の厚木基地の開放日におきます米軍の航空ショーの問題でございます。

この行事は日米友好親善を目的として行われているというところで毎年多くの方々が観覧されてお

りますが、他方で飛行ショーの開催に伴う周辺住民の方々の御負担ということにも十分配慮をする必要があると考えておまして、地元住民の方々の御要望につきましても在京米国外使館を通じて米側に伝達しているところでございます。

米側も危険を伴う曲芸飛行については自粛しているということを言っているところでございますが、今後ともいわれる飛行ショーのあり方については引き続き米側と話をしていきたいと思っております。

それから、後段の米軍と周辺住民との関係の話でございますが、最近、地方公共団体と米軍との間で積極的な関係を持ちたいというお話は我々も伺っております。私もこれは基本的には前向きにとらえていいのではないかとこのように考えておまして、例えば委員が今おっしゃいました消防の問題等があるかと思っております。

そして、在日米軍が運用上許される範囲で可能な限りこういうことに対応していつてもえれば非常によろしいのではないかとこのように前向きに対処しておりますが、どういう方式でやればいいのか、それから現地の米軍がどれほどの権限を持つているかという点もございまして、いろいろ検討しながら米側とも協議していきたいというふうに考えております。

○齋藤勲君 これはよく議論に出てきます分権推進委員会との関係もあるんですけども、これは大変長い間、五十数年にわたって、今も基地があるところ、過去に基地があったところ、それぞれ大変な思い、苦勞をして今日まで一つの到達点にきているわけでありまして、これから日米関係を基軸にしていくということ、そして私も将来的に信頼醸成、さまざまな対話をしながら国民の生命、財産を守っていくということは基本的に必要ですけれども、やはり沖縄と同様に、全国にありますが基地につきましても整理、統合、縮小という基本方向というのがある。

そういう中で現実的な苦勞というのを自治体が一肩に担っているわけですから、日々自治体と政府

との関係についてコミュニケーションをせびとっていただきまして、遺漏のないような施策をとっていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

残り時間が本当にわずかになりましたけれども、例えばこれも沖縄にも関連することです、全国の基地にも関係いたしますので、一点だけ申し上げさせていただきます。

昨年十二月、日米合同委員会承認されました「合衆国の施設および区域への立ち入り許可手続に関する法律」というのがあります。今まで立ち入りに対してはなかなか難しかったんですが、私自身も書類を見ますが、一つのルール化はできたと思うんです。実際にこの制度を使って申請をしたら立ち入りを拒否されたという事例があった、これは内容的にはあるのかもわからないんですが、市民の側が、これは横須賀の市会議員なんですけれども、行って手続をしたらだめだったと。だめなのは最初からだめなように例示をすればいいわけ、あたかも新しい制度ができたというのに実効を伴わないではないかということになるわけなんです。これは浦郷倉庫地区です。いわゆる劣化ウラン弾が使用されているのではないかとこの疑義がある、別に劣化ウラン弾を見に行っているわけじゃないんですけども。

そういう意味では、制度はきちんとすべきであるというふうに思いますが、答弁ありますか。

○政府委員(折田正樹君) 今のお話は、多分、横須賀米海軍の浦郷倉庫地区、これは弾薬庫の地区でございますが、そこに劣化ウラン弾使用の問題で市民グループの方々が施設の立ち入りの申請をした話だろと思っております。

委員御指摘の昨年十二月二日の日米合同委員会合意というのはいろいろ手続をきちんと定めてあるわけでございますが、立ち入り許可手続をすれば必ず施設・区域の立ち入りが許可されるということでは必ずしもございませぬ。米側の部隊防護の問題とか、施設・区域の運用を妨げるようなことがあれば、米側としては立ち入りは勘弁してく

れということはあることでございまして、無条件に立ち入りを許すというものでは必ずしもございませぬので、そのところは御了解いただきたいと思っております。

○吉岡吉典君 きょうで委員会の審議終了、採決を強行し、さらに本会議への緊急上程ということに日本共産党は強く反対するということを最初に申し上げておきたいと思っております。

日弁連の鬼追会長は、政府が本法案を閣議決定した三日、談話を発表して、この法案は極めて違憲性の強い改正と評価せざるを得ないと述べ、国会においては各党が慎重審議をなすよう強く要望しております。沖縄の大田知事も、憲法の理念を十分尊重して慎重かつ十分な審議を尽くしてもらいたいという要望を表明しておられます。

こういうことから見ても、法案に対する一層徹底した論議が行われ、解明し尽くす、そういう責任が国会にあると思うからであります。その上で質問を行います。

まず最初に確認しておきたいことは、この法案提出の目的についてであります。

総理を初めこれまでの審議での答弁、あるいは私もがいただいていろいろの資料によれば、沖縄で米軍基地の期限切れが想定される、あるいは却下が想定される、そういう事態に備えて、米軍基地が中断することなく、また日本の権原に中断がなくこれを提供することを保障しよう、こういう目的に沿うものだというふうに言われてきていると思っております。

総理、間違いありませんね。

○国務大臣(久間章生君) 御承知のとおり、我が国は日米安保条約に基づきまして駐留しております米軍に対して施設・区域を提供しなければならぬわけでございます。

ところが、現に沖縄におけるああいう事例を見ましても、五月十四日まで期限が切れてしまつて十五日から無権限になる、そういうおそれが生じております。そういうことで、これから先のもも含めまして、今後こういうような取用委員会

の裁決がある間に期限が切れるということになりまして、日本が対外的にも大変信用を失墜する、その他義務を果たせなくなるということは大変なことなので、今度法律を改正することによって暫定使用という制度をつくらせていただきたいというところでこのように提案したわけでございます。

○吉岡吉典君　ともかく、どんなことがあっても在日米軍への基地提供を保障するための法案だということであります。

そして、防衛庁長官から今説明がありましたように、米軍用地については、使用期限が切れても防衛施設局長が収用委員会に裁決の申請さえすれば強制使用が続けられる、収用委員会の裁決がなくともあるいは収用委員会が却下の裁決をして、暫定使用の名で強制使用を続けられるようにする、そういうことですね。再度確認願います。

○國務大臣(久間章生君)　収用委員会の裁決は必ずあるわけでございまして、それまでの間、暫定使用を続けるという制度でございまして。

なお、収用委員会が却下の裁決をしました場合には、法律に基づいて審査請求する手続が残されておりますから、そういう一連の手続が完了するまでの間は暫定使用を行わせていただきたいということでございます。

○吉岡吉典君　これまでの答弁でも明らかですけれども、沖縄県民の動きに対抗してとられる法的措置だと、こういうことだと思えます。沖縄県民ととりわけ反戦地主を中心とする地主の基地返還の要求を法律上実現しないようにして、米軍基地の提供を法的に保障しよう、そしてそのために暫定使用という名前で基地の使用が継続できるようにすることですね。私はそのこと自体が公正中立の独立機関である収用委員会の権限を形骸化することだと思えますし、我が党が言い続けてきたことでもあります。

そこで、私は収用委員会の機能、権限について幾つかお尋ねしたのであります。

法案と裏腹の関係にあるのかと思われませんが、政府の収用委員会に対する態度というものは、これを過小評価して、まるで政府の下部機関であるような扱いをしておられるとしかとれない答弁があります。諸富防衛施設庁長官が四月三日の衆議院予算委員会で行った答弁にもそれがはっきりとあらわれており、施設庁長官は、建設大臣が上級機関でございまして、だから拘束すると、こういうふうには答弁しておられます。言いかえれば、収用委員会は建設大臣の下部機関だと、こういうことになりまして、建設大臣は収用委員会に対する指揮監督権を持った上級機関ではないはずであります。

施設庁長官、この答弁は認めますか。速記録にはつきり残っております。

○政府委員(諸富増夫君)　お答えいたします。土地収用委員会というのは、本来、公共の利益と私有財産との調整を図るための手続、効果等を決める……

○吉岡吉典君　上級機関かどうかだけ聞きたい。

○政府委員(諸富増夫君)　先般の私の答弁において上級機関という表現を使っておるとすれば、そこは若干正確でございまして、収用委員会というのは、審査を請求する際、収用委員会におきまして国と使用を強制される人との関係というのはいくまでも当事者同士だという考え方に立つておるものですから、その当事者間において裁決して不服があった場合には、建設大臣の方に不服申し立てをすることができるといふ制度になっております。

そういう点をとらえまして、私は審査を請求することができるといふ趣旨を申し上げたわけでございまして、ちよつと表現等若干の点があつたことについてはおわびして訂正させていただきます。

○吉岡吉典君　一度なら言い過ぎた、あるいはつい舌足らずだったと言えらると思えます。あなたは二度、三度そう言っているんですよ。

別のところではどう言っているかというところ、これは上級行政庁になります、だから収用委員会を縛るんだ、こう言っていますね。上級機関だと言

うときには、だから拘束すると。上級行政庁と言ったときには縛るという表現になっております。あなたは収用委員会と非常に深い関係を持つてい仕事をしていくわけですから、そういう言葉が出ることを見ると、そう思い込んでいるんじゃないんですか。

どうですか。もう一回。

○國務大臣(久間章生君)　施設庁長官に今尋ねられておりますけれども、私もひよつとしたら言葉の中で上級行政庁というふうな表現を使った部分があるかもしれません。

これは不服審査、要するに審査請求ができる。そして、要するに審査庁でありまして、審査庁の決定は処分庁であります収用委員会を拘束するということをお願いしたいにそういう表現をついて使ったんだと思ひますけれども、防衛施設庁長官にしまして、私にしまして、もし上級、下級という形で使っているとすればそれは正確ではございませぬので、その意味では審査庁というふうに言い直ささせていただきたいと思ひます。

○吉岡吉典君　建設大臣の裁定には従わなくちゃならない、これはもう間違いないわけですね。それは上級の決定だから従わなくちゃならないということではなく、行政不服審査法の四十三条の規定によつて従わなければならぬということであつて、それをあたかも上級機関の言うことは下級機関として聞けと言わんばかりの態度の中に、私は今度のこの法案を貫く姿勢を感じざるを得ない、そういうわけで、今訂正されたいと思ひます。

その上で、収用委員会の権能、権限の問題であります。

我が党が繰り返し述べてきましたように、この問題は実は新しい憲法の二十九条一項、二項、三項の財産権を公正に処理する上で非常に重要な問題だと私は思つております。我が党が繰り返し強調してきましたように、戦前の土地収用法は、土地の強制使用について国が使用認定を行い、国の機関がその裁決を行つたが、戦後の土地収用法

は、国家による不当な財産権の侵害に立つて、国家権力による国民の財産権の侵害が行われるのを防ぐよう国による使用認定、そして県の収用委員会による裁決と、こういう仕組みをつくりました。

この仕組みについての実際の運用、解釈がどのように行われているかは別として、これは憲法の新しい精神、そしてまた土地収用法の精神からいって、やはり国家による国民の財産権の侵害がないように二重、三重の審査、チェックが必要だ、そういう立場で運用しなければならぬものだと思ひます。そして、法解釈、運用もそういう方向に外れておれば、あるいは誤りであれば正していくべきだと私は思ひます。

ところが、この論戦の中では、現在どうなつているかというところの答弁ではありますが、使用認定は総理の権限、そして収用委員会は主として期限とかあるいは補償金の額を決める、こういうことで、収用委員会には憲法二十九条が公正に適用されるかどうかの審査権限はないと、こういう答弁で貫かれてきたと思ひます。

とりわけ、基地提供というのは閣議決定がもとになつて形式的には防衛施設局長の名前で提供しますが、しかしこれは国が提供するものですね。国が事実上の起業者である。その認定が公正を持つていられるかどうかということについて収用委員会で審査するというのは、これは私は当たり前のことだと思ひます。でなければ、総理大臣の決定一つで全部貫かれてしまふ、そういう形になると思ひます。

総理大臣、それでいきますと総理の判断は絶対的なものだということにもなりかねないんですが、その歯どめの措置というものについてどううにお考えですか。

○國務大臣(久間章生君)　現在の土地収用法に基づくほかの事業でも、例えば国営事業の場合でも、建設大臣とか農水大臣とかそういう起業者が建設大臣に事業の認定を受けて、そして今言いました個々の損失の補償とかあるいは期限とか、そ

ういのは収用委員会が裁決をするという仕組みになっておるわけでございます。建設大臣あるいは農水大臣のそういう起業者にかわって今度は防衛施設局長が申請して、それを、国全体の国防に關することです。それから、総理大臣が使用認定をするという制度と、そして土地収用委員会にこれをまただねまして、そこで期限とか損失の補償とかをやることになっておるわけでございまして、現在の特措法もそういう点では変わらないうわけでございます。

ただ、委員が今どういう意味でおっしゃっているのかわかりませんけれども、これから先は全部国に召し上げてしまえという議論があるんじゃないかということも言っておられるとしますならば、それはまた別の次元の話でございまして、私も今度出しました法律の中でも、使用認定と収用委員会の権限等には何ら触れていないわけでございます。

ただ、暫定使用、その部分だけはひとつ新しい暫定措置という制度をとにかくお認めいただきたいということを出しているわけでございまして、全体の仕組みとしては権限あるいは役割については変えていない、そういうふうに御理解していただきたいと思います。

○吉岡吉典君 私、新しい憲法の二十九条一項、二項、三項の調整がより客観的より公正に行われるようにするためには、今の土地収用法の運用、解釈を含めて、収用委員会もまたその点についてのチェック機能も持つという方向にすべきではないかということも言っているわけですね。

とりわけ、基地の提供というのは、これは建設省とかいろんな省と違っていて国が米軍に提供するわけですから、だからそれを総理大臣の認定にだけ任せていたのでは、総理大臣の意思が全部を貫くということになるわけですから、それでは本当に公正な、だれも納得できるチェック機能というふうには言えないと思いますけれども、そうは思いません。

○国務大臣(久間章生君) それはちよつとおかし

いわけでございます。

といひますのは、例えば今ここにダムをつくるというふうになりましたときには、建設大臣だけの事業認定で終わるわけですね。ところが、事国防衛に係りますと各大臣だけでは足りないといううなことで、要するにそれよりもさらに全体の責任を持つに当たって総理大臣の認定に係らしめておるわけでございます。現在の土地収用法の仕組みそのものを言ひましても、例えばダムをつくる場合だったら、国営ダムだったら建設大臣の認定になるわけでございまして、それは何ら変わらないう。むしろ、総理大臣が使用認定をするということ、これは、国全体のトップとしての立場でやるわけでございまして、よりその意味では網羅をしていらんじやないか。

いろんな配慮をした上で基地提供すべきであるという認定をするわけでございしますので、それは全然問題ないと思ひます。

○吉岡吉典君 この問題で押し問答してはならないんですが、権力による財産権に対する侵害がないようにということをつくられた制度であります。権力による財産権の侵害がないようにそのチェック機能のあり方はどうあるべきか、それは総理大臣の認定だけで十分だということでは、私は憲法の精神が本当に貫かれた考え方だとは言えないと思ひます。しかし、それはおきましよう、もう時間がありませんから。

それと同じ問題、つまり国家の意思が無条件に貫かれないようなチェック機能が必要だということとを私は言ひたいわけですね。

そこで、次の問題として、収用委員会の裁決に対して防衛施設局長が審査請求をできるという問題です。

そもそも行政不服審査法というのは国家権力による国民の財産に対する侵害から国民を救済するための制度としてつくられたものであつて、国民の救済、人民救済と書いた本もありますが、その中に行政機関が入るから入らないかということ議論のあるところであり、私は行政機関に不服審査

請求権があるというのは行政不服審査法の目的からいっておかしい話だと思ひます。

ところで、それはともかく、議論がある。今度それを法律の中で請求ができるようにするといふ点では、この法律は、行政不服審査法の精神に照らして、一層そういう国家の意思を貫く法案にしているというふうには私は考えざるを得ないわけですね。なぜそういうことまで法律で、議論のあるものを法律にまで仕上げるかという、やはり不服審査をしなければ、あなた方が今度の法案でつくろうとしている暫定使用期間というものが始まらない。暫定使用というものを持ち込んで基地の強制使用をつなぐためには、どうしても防衛施設局長の審査請求ということをこの法律ではつきりさせておきたかつた、そういうふうには私にはとれません。

いづれにせよ、そういう問題があるということだけ私はここで申し上げておきたいと思ひます。その上で、時間が迫つておりますから、私は結論的に総理にお伺ひしたいと思ひます。こういう憲法二十九条に照らして日弁連会長まで疑問があると提起している法案、その内容はずつと議論もされてきたし、今も私は述べましたが、そういう法律をつくって米軍に基地を提供する。それは基地のない沖繩を指す要求とどういう関係にあるのか。沖繩は、総理もよく御存じのように、基地撤去のアクションプログラムをつくつて、二〇一五年には基地のない沖繩を目指しておりますね。二〇一五年に基地のない沖繩をつくらうと。

この要求そのものについては総理は支持なさつておられるのか支持なさらないのか、それとこの法案とはどういう関係があるのか、お答え願ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点申し上げたいのは、私が就任いたしました最初は大田知事にお目にかかつたときにアクションプログラムの話を伺つたと記憶をしております。そして、まさに沖繩の我々の夢という言葉をお使いになりました。後でその夢という言葉を使はれた理由と

してわかりましたのは、例えば議会で御相談をされたものではないとか、あるいは既に基地を提供することに同意しておられる地主の方々の声は余り聞かれていないとか、いろいろな県内の手続の問題があり、そうしたことを踏まえて夢という言葉を使はれたのであらうと思ひます。

そして、そうしたお気持ちで沖繩の皆さんのものであるという知事のお言葉を我々は胸に置きながらSACOでの交渉を行い、少しでも沖繩の基地の返還、縮小というものに努力をいたし、それが日米両国政府のぎりぎりの努力の結果としてSACOの合意に結びついたわけであります。

○吉岡吉典君 時間が来ましたから、二〇一五年までに基地をなくせという沖繩のアクションプログラムについては答弁がなかつたということを確認して、終わります。(拍手)

○島袋宗廣君 私は二院クラブの皆さんの御理解と御協力によつてこの特措法の改正問題について終始今日まで携つてまいりましたけれども、沖繩だけに適用される大きな重要な法案であるために、私は今非常に胸を痛めております。

この審議の中で、私はせめて公聴会を沖繩で開いていただきたい、そして参考人の方々の招致に当たっては沖繩で意見を求めてほしいといううな意見を述べてきたわけであります。昨日、参考人の方からこちらでお聞きいたしましたけれども、どうも今の状況からすると非常に多勢に無勢、そして不承不承という感じで私は今ここに立つております。

今回の特措法改正問題に絡めて沖繩の振興策が取りざたされております。私は、沖繩の振興策は復帰直後からの我が国としての課題であり、今回の法改正とは全く別次元の問題と考えております。つまり、沖繩に広大な基地があるからその見返りとして振興策を現段階で考えるのではなく、沖繩は長い異民族支配により産業基盤や生活基盤が未整備であつたために、その関係で振興策を考えていくというのが私たちの考え方でありまして、けれども、総理はどういうお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、大変恐縮であります。一通の手紙を御紹介したいと思っております。これは日本内航海運組合総連合会会長からの手紙であります。そして、沖縄に行かれ知事に会われたときの話を書かれた上、現地におきます若者の雇用促進に關しましては過日御報告申し上げてあるところでありますが、現地にあります水産高校、海員学校の卒業生及び沖縄出身の海技大の卒業生を含め十三名全員を漏れなく採用することといたしました。これが本土の、言いかえれば沖縄県民以外の本土の国民たちが沖縄の問題というものにどれほど胸を痛め、そして少しでもその心にこたえようと努力をしているかのあらわれだと私は思います。

先日米練り返し議員と論議を申し上げてまいりました。そして、しばしば議員から厳しいおしかりをいただきました。

この内航海運という業界は、船腹調整の廃止あるいは需給調整の廃止という規制緩和策を求められ、それ自身が大変苦しい立場にある業界です。しかし、自分のところのリストラを進めながらも、県に行き、県の若い人たちの職場がないという話を聞き、全員雇いますと言った。その約束を果たしたという手紙でありました。こうした気持ちで本土の国民の皆の気持ちだということとは、私は沖縄県の皆さんにも御理解をいただきたいと思ひます。

そして、私は、本委員会あるいはその前の予算委員会の御審議等におきまして、基地の問題と振興策の問題を重ね合わせ、これがあるから振興策をというような言い方は一遍もいたしてありません。これからもういたすつもりはありません。

○島袋宗康君 そのとおりの決意でひとつひひ沖縄の振興策を考えていただきたいというふうに要望しておきます。

そこで、米兵が起こした一昨年の事件、事故に対する補償の問題、これは明らかに基地問題でありますけれども、いわゆる少女暴行事件については日米両国政府の最高責任者が謝罪をしておられ

ます。

そこでお尋ねいたしますけれども、アメリカ政府による被害者への被害補償はその後どうなっているか、明らかにしていただきたい。また、この件について政府は被害者に対してどのように対応されてこられたのかを御説明願います。

○政府委員(諸富増夫君) 現在、被害者の方から補償要求というものが出ております。それで、現在私どもは米側との間に入つてそういう調整をさせていただいております。

一般的に申し上げますと、こういう公務外の補償事業につきましては本来当事者間の示談に任されるわけでございますが、この示談が成立しない場合は、私どもが一応その算定をいたしまして米軍の方に通知をして、米軍の方でその内容等については十分審査した上被害者の方に補償をす

まして、現段階ではまだそういう段階まで至つておらないという状況でございます。

○島袋宗康君 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令、昭和三十七年七月三十一日、四十二号が出ておりますけれども、その第十四条、第十五条に基づき見舞金を支給できることになっておりますけれども、この点についてはどのような適切な措置をとられたか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(諸富増夫君) お答えいたします。現在、米軍が起こしたこういう公務外のい

ろんな補償につきましては、私ども先般のSAC Oの最終報告におきまして運用改善の措置を図らせていたいただいております。

幾つかございますが、そのうち幾つかを御紹介いたしますと、一つは、米国内法によるこういう補償金の支払いというものが若干おくれる場合がござい

ますが、今般米側から、米側の規則に、いわゆる療養費等の費用について被害者が非常に困つておるといいますか、そういう状況にある場合には一定の金額の範囲内で積極的に行えるという

ような規定がございまして、その規定を適用して

そういう事前救済を図つておるといのが一つの改善事項でございます。

それから二つ目には、被害者に対する米側からの補償金の支払いというものが手続がござい

ます。係でどうしても一定時間がかかることがござい

ます。そういう場合に、私どももいたしましては今般新たに、これは本年の三月二十八日からでござ

いいます。一定の基金といひますか一定の融資といひますか、そういう所要の融資をこの被害者の

方にして、米側からの補償金の支払いまでの間に

そういう救済をするという制度を新しく設けております。

それからもう一つ、今ちょっと先生お触れにな

りました点に若干関連いたしますが、過去非常に少ない例でござい

ますが、米側からの補償金の支払いというものが手続がござい

ます。係でどうしても一定時間がかかることがござい

ます。そういう場合に、私どももいたしましては今般新たに、これは本年の三月二十八日からでござ

いいます。一定の基金といひますか一定の融資といひますか、そういう所要の融資をこの被害者の

方にして、米側からの補償金の支払いまでの間に

そういう救済をするという制度を新しく設けております。

それからもう一つ、今ちょっと先生お触れにな

りました点に若干関連いたしますが、過去非常に少ない例でござい

ますが、米側からの補償金の支払いというものが手続がござい

ます。係でどうしても一定時間がかかることがござい

に思っていますので、よろしく願います。
終わります。(拍手)

○椎名素夫君 今回の特措法については参議院でも大変濃密な議論が行われてきたように思います。

私は、一日目には日本の安全保障あるいはアジア太平洋地域の安定のために日米同盟を確保するということが非常に大事だということを申し上げ、二日目には沖縄に対する負担の軽減、そして振興策というようなことについてぜひ強力にやっていただきたいということを願いましたわけであります。

きのうは六人の参考人の方に来ていただきましたが、それぞれの立場から、あるいはそれぞれの意識の範囲からお話を承ったんですが、特に私が非常に感銘を受けましたのは沖縄から来られたお二人の方である。琉球大学の仲地教授、それから弁護士金城さん、このお二人が忙しい中を来られていろいろと意見を述べられました。

お二人とも実はこの特措法には反対の立場の方である。私は立場は違いますが、それでも、しかし御意見を述べられる中で、その行間から非常に強力な発信をされたという感じがいたしました。

まず、ああいう非常に悲惨な経験をなされた沖縄の方々、何としても平和を確保しなければいけないという叫びと申しましょうが、一つと、それから先ほどの総理の御答弁の中にありましたが、大田知事の言われた夢というように、これはまさにそういう表現が適切かと思いますが、そういうことを代表しての心から発する発信と、こういうようなことを私は受け取ったような気がしております。

さらに、直前の総理の御答弁の中で、沖縄振興策と今回の措置というものを絡めて考えるというようにすることは一切考えたことはないということを非常に強くおっしゃった。私はまさにそうあるべきだと思ふんです。しかし、それにもかかわらず、我々はやるべきことをやろうということ。それも

国全体としての振興策ということをやっているという御決意のあらわれだと受けとめまして、まさに心強く考えております。

そこで、私はもう二点だけ申し上げて、それに対しての答えがあればいいだいて、私の質疑は終わろうと思ひます。

一点目は、負担の軽減であります。SACOというところで非常に詰めた議論をして、あれだけの結論が得られた。まず、これだけは全力を尽くしてやっていただきたい、これが第一であります。それから、振興策についてはいろいろの難しさはあるでしょうけれども、もう繰り返しませんが、おととい申し上げたような気持ちでぜひ強力に、総理自身が取り組まれるということだけでなしに、そういう体制をきちっとつくっていただきたいということであります。

二点目は、もう一度強調しておきたいんですが、この日米安保の持つ意味であります。私は先ほど参考人の平和追求の心というのを申し上げたけれども、それを追求する。しかし、恐らくやり方についての見解は違ふんだらうと私は思ひます。

私は、よく言われますが、まず平和外交をやつて、その後ろにいろいろなほころびが出たときに安保があるというような考えではなしに、今の場合でいえば日米安保というものをしっかりと堅持する、そしてその中身をきちつとすることと、自体が外交の非常に重要な一部分であるということをもう一度確認しておきたいと思うわけであります。

そういうことを言いました上で、これからある意味では、今度のこの特措法の措置というのは決して終点でも何でもありません、途中の話だと思ふんです。これから十年、二十年先というのを遠過ぎますが、当面のアジアの安定というものを確保していくためには日米同盟がしっかりとつなぎをきかぬ、こういうことであると思います。

この間も申しましたことを繰り返しますと、同盟の強さというのは、この日米同盟をいえば、日

本とアメリカの有機的に総合された能力というものが大きな強い抑止力になる、信頼できる抑止力になる、こういうふうには私は考えております。ガイドラインの見直しという作業も今続いておりますが、それにとどまらず、これから先どういうふうな物事の考えの枠をつくっていくかというのをぜひ積極的に考えを願いたいと思う。

一つだけ挙げさせていただきますが、私は集団的自衛権というものは避けて通れないものだと思っております。集団的自衛権なんというものを認めたら一遍に何か危険な状態が来るんじゃないかというような論議がよく聞かれますけれども、そうではなくて、権利というものは持っているも行使するかしないかというのは国の場合でいえば政策の問題である。恐らく九九％行使しないというような権利というものもある。しかし、できないということと、やれるけれども本心に考え抜いてここではその権利を行使するかしないかというのは私は次元の違う問題だと思ふんですね。にわかにはどうしようというわけではありませんが、これからの日米同盟の信頼性を確保していくということの中で、これを避けて通るわけにはいかないというのが私の主張であります。

以上、安保関係、それから負担軽減及び振興策について考えているところを申ししたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず冒頭、立場を異にする参考人の御意見の行間から酌み取られたという言葉を私は大変真剣に聞きました。そして、私は、その参考人の方も今の一言を聞かれれば非常に幸せに思われた部分があると思ひます。

その上で、先日来、本院においでさまでさまざまな角度から沖縄県における今後の振興策というものについて御議論がございました。また、政府として今日まで考えてまいり、既に県と具体的な御相談に入っております内容を含め御説明を申し上げてまいりました。そして、我々はこれを誠実に実行すると申し上げた言葉は当たり前過ぎるかもしれませんが、誠実に実行してまいりたいと思

いますし、先ほど仕組みの点についての御心配をいただきましたが、官房長官以下関係する全閣僚とともに、知事に対等な構成員として参画をしていただいておりますこの沖縄政策協議会システム、これが私は一番よいと思ひます。そして、この中で県が独自に作業されたものを受けてとめ得る状況にあるわけであり、現にまた受けとめております。こうした体制で、全力を挙げて私も沖縄県の振興に当たってまいります。

また、我が国の周辺をめぐる国際情勢の中において、日米安全保障条約というものを基軸にした我が国の安全保障体制の問題点としてなお明確にすべき点があることを一方で論じられました。そして、今私どもはまさにそのガイドラインの作業を本年の秋に終了することを目的に防衛協力小委員会、いわゆるSDCのもとで検討を進めております。そして、この内容は五月の中、下旬以降でできるだけ早い時期に、その時点までの作業の検討状況というものを国民の前に明らかにし、その透明性を確保いたしますとともに、当然本院においても御議論をいただくことでありましょう。各般の御議論をちょうだいし、それを私は最終のガイドラインの中に生かしてまいりたいと考えております。

ただ、議員から、ある意味では有事法制を含め集団的自衛権までを視野に入れた御議論をちょうだいいたしました。考え方に共通する部分がないと私は申し上げるつもりはありません。しかし、政府として作業をいたします限りにおきまして、あくまでも憲法上我が国が許されないこととされております事態につきましては、政府の作業の中には取り入れておりません。あくまでも指針の見直しは日本国憲法の枠内で行っております。これを公表いたしました上、各方面、当然それには国会及び国会を構成される個々の衆参両院議員の方々の御見識がこれに結実していくこととなる。そのように思っております。

○椎名素夫君 終わります。
○北澤俊美君 四日間審議に参画をいたしましたし

て、毎回高い見識を持った椎名委員の後でありまして、知恵を絞るうにも絞りがなくて苦勞をいたしました。胸中察していただきたいと思います。

私は今のこのときを大変大切にしております。この四日間、この問題に参画できたことを幸せに思っております。歴史に自分の名前を刻もうとすれば、これは愚かな行為でありますけれども、自分たちが生きている時代を歴史の中にきちんと刻み込む努力というのは崇高なものだというふうに思います。それは、今このときに、日本の安全保障という見地から一地域に大きな犠牲を強いる中で我々が決断するわけでありまして、歴史に時代を刻む努力というのはここでしっかりとお互いに認識し合わなきゃならぬというふうに思っております。

昨日、参考人からいろいろ御意見をいただきました。ポスト冷戦の中で、ヨーロッパも十万人体制の米軍の基地があります。しかし、それはもうスケルトナイズされた形でありまして、きのうおいでになった岡崎さんのお話によれば、もう三百年前のピョートル大帝のころにまでロシアの脅威は後退しちやうとていいます。また一方、リビアにしてもイランにしても既に米軍の基地はなくなっております。さらに近隣ではフィリピンの二つの基地はなくなっております。残されたのは沖縄とディエゴガルシアの基地だけ。しかも、ディエゴガルシアは三カ月も機材を置いておけばさびちやうというような環境の中です。そして、結局は沖縄に米軍の世界秩序の中心がある、こういうふうには認識されるわけでありまして、それを沖縄の県民は、なぜ我々のところにだけと、こう言うわけでありまして。しかし、それは国家的見地からすれば忍んでいただきたというのが我々の気持ちであるわけでありまして。

そういう中で、私たちは沖縄に何をなすべきかということ論議してきたはずであります。先ほど来お話のありますように、SACOの合意によるこれらの着実な実施、それから沖縄振興はまだま

とまり切つてはおりませんけれども、政策協議会の中で徐々に姿が見え始めてきておるわけであり

私は、きのう島田先生とやりとりをする中で、官僚の皆さんに対して少し失礼なことも言いましたけれども、私は官僚の諸君が極めて優秀であるということはよく承知しておるわけでありまして、官僚の諸君に望むことは、狭い意味での保守主義に陥つてもらいたくないということであり

それは、きのうちょっと乱暴なことを言いましたが、いざとなれば沖縄に対して予算を投入することには官僚の諸君は結構前のいいところがある。これは単年度で税金を国民から吸い上げたものの中で処理をしていく。しかし、制度を変えることにしては極めて憶病であるということをおもひ知つておるんです。だから、官僚の皆さんにはそういう意味での勇気を持ってもらいたいというふうなことを島田先生とのやりとりの中で申し上げたんです。

私は、沖縄がこれほど本土と経済的におくれたのを島田先生に確認しましたら、大体認識は共有できました。それは私から改めて総理や防衛庁長官に、それから沖縄開発庁長官に申し上げるまでもないが、私はこういうときだから重ねて申し上げておきたいんです。占領政策の中で沖縄は輸入促進政策で百二十円のB円でスタートをした。このことによつて沖縄はおくれたんです。それを島田先生は、沖縄には製造業が見えないと、こういうふうにおっしゃられた。それはB円、いわゆる円高で、百二十円の円高政策で十二年間を過ごして、そしてまたドルの時代に移行していった。そのことが基本ではないですかと言つたら、そのとおりだと言ふんですね。

その後、今度は我が国は何をしたかという、供給能力のない沖縄に、労働力も資財も含めて、それから技術もないところへ大きな公共投資をやつた。それを助けたのはだれかという、従来の本土の資本がそれをやつた。利潤も戻つていつち

やう。そういう二度の失敗をしておるわけであり

今度新たに我々は沖縄問題を解決する中で三度目の失敗をした。これは本当に沖縄の人たちが民族としての誇りを汚されたということである。反発が起きるだろう。だから、こゝは私はある意味では歴史の一つの結節点だというふうに思ふのであります。

そこで、本来なら総理に先にお聞きをしたいところだが、この問題にこれからは取り組んでいく内政審議官の及川さんに私が今申し上げたことに對する見解を聞かせていただきたい。あなたは官僚の代表として答弁してください。

○政府委員(及川耕造君) 代表ということで大変緊張しておりますけれども、お答えさせていただきます。

先生がおっしゃるとおり、ただいま政策協議会の下にプロジェクトチームを十設置をさせていただきまして、各省それぞれの担当が取りまとめ省庁のもとに一生懸命三十四のプロジェクトを検討させていただいております。

御指摘のとおり、大胆な制度改正等も含む検討を進めてまいりたいという意欲で一生懸命やっておりますので、御了承いただきたいと存じます。

○北澤俊美君 総理、決意をお聞きしたいんです。島田先生は、今度本当にしっかりとやって、沖縄は少し違う、沖縄はおもしろいと、この表現がどうかとは思いますが、そういう変化を見せたい、そうでなかったら沖縄は救えませんが、こういうふうには言われたんです。そんなふうな施策を強力に進めていただきたいと思ひますが、決意のほどを。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、第一次振計から第三次振計にかけて本土政府だけが大规模公共事業を沖縄にすぎ込んだ、そうは思つておりません。県からの御要望の中に、本土の各都道府県に追いつくためのインフラ整備として相当程度の大規模公共事業の御要望があったことも事実です。しかし、その上で、確かに沖縄が基地依存の経済

から思い切つて自立、欲を言いますならむしろ日本経済に裨益するところのある沖縄県経済をいふことになりまして、これは思い切つた振興策が必要になります。先日もちよつと議員が触れておられた例えはフリー・トレード・ゾーンのようなもの、これにしても既に政策協議会で今後のあり方についての検討に入っておりますし、沖縄開発庁を中心とするような作業が進んでおります。ただ、今県から御要望のあるもので、私が一点だけ実を首をひねつておるものがございまして。それはノービザの問題ですが、それは理屈の上で日本国内どこでも統一すべきとかいうこと、それもありまして、それ以上に、このところ組織的に送り込まれてくる密入国者の数を考えますときに、受け入れ側としての日本にも同種のものがありはしないか。さもないとこの密入国者の急増、しかも警備の手薄なところを非常によく調べている。

例えば先般、日本海側の重油をくみ出すために海上保安庁の勢力が一時的に一部の地域で薄くなった時期がありました。この時期はその地域に上陸が集中しました。こういうことを考えてみますと、私はこの点は非常に怖いという気持ちをもつて率直に知事にも申し上げました。その上で大変強い御要望があるものですから、例えばビザの面でどういうやり方があるのかな、そういう工夫をいたしております。

いずれにいたしましても、私どもはこの政策協議会での議論というものを、検討というものを積極的に進めてまいりますし、また県が国から言われるのではなくて自分たちで沖縄のために欲しい規制緩和を検討委員会をつくつてまとめたと言つておられますので、今その作業も実は注視しております。議員が指摘をされましたような方向に向けていけるように我々も全力を尽くしたいと思います。

○北澤俊美君 これは沖縄の県民だけがああよかった、なるほどよくやつてくれたというのではだめなのであります。日本国民全体が沖縄の処理

を納得できるような施策を展開しなさいかぬ、
こういうふうな思いです。

及川審議官にはもうちよつと私のハートを揺さぶるようなことを聞きたかったのでありますが、なかなかそうもいかなかった。

ちよつと時間が残っていますから、予定外であります。生憎なようであります。私の宝物をちよつとプレゼントしますから、聞き取っていただきたい。

心がけを持って何かをすれば必ず新しいものはできるというふうな思いです。若山牧水の歌に、「けふもまたこのころの鉦をうち鳴しうち鳴しつゝあくがれて行く」というのがあります。これは若山牧水二十三歳のときの歌であります。この最後の「あくがれて行く」というのは、講釈を言うわけじゃないが、万葉語で「あく」はこです。「がれ」は離れる。あくがれるということ、こを離れて新しいところへ行く、こういうことです。その気概を持ってやらなかったら、今度の法律が成立して日米間がよくなったって、日本国民の中に同胞としての喜びは誕生しないというふうに思います。

それを申し上げて、終わらせていただきます。

(拍手)

○委員長(倉田寛之君) これにて質疑は終局いたしました。

本案の修正について前川忠夫君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。前川君。

○前川忠夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出のいわゆる駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及び概要について御説明いたします。

私は、政府提出の特措法改正案が暫定使用制度の名のもとに実質的な恒久使用制度に道を開く可能性を秘めており、また日本政府及び米國政府に沖縄の海兵隊の削減に向けて協議しようという意欲が見られない中において、沖縄県民の方々が本改正案に強い反発を抱いておられるのは当然のこと

とであると考えるものであります。しかしその反面、国政を預かる政党の一員として、日米安保条約の円滑な運用に支障を来すような法的空白状態を許容してはならないと信じるものであります。その意味におきまして、特措法の改正自体は否定されるべきではないと考えるものですが、同時に限られた選択肢の中で、沖縄県民の願いに少しでもこたえる努力をすることが立法府の務めでないかならないと思ひます。

民主党・新緑風会が、政府提出の特措法改正案に対して、これを五年間の時限立法にする修正案を提出いたしますのはまさにそのような思いからであります。

政府案におきましては、収用委員会が却下裁決をしなくても防衛施設庁が審査請求すればいつまでも暫定使用が許される仕組みになっており、それが沖縄県民の方々に大変な不安を与えているのであります。しかし、五年間の時限を付すことができれば少しでも沖縄県民の皆さんの不安は払拭できると考えるものであります。

さらに、本修正案を提出するもう一つの理由は、本修正案の実施時期を五年間に限定することによって、その期間内に沖縄県民の最大の念願である米軍基地及び兵力の縮小について目に見える成果を上げよう政府を奨励することができるとあります。

沖縄の人々は、復帰後、米軍基地の整理、縮小に対する政府の約束がいかにたやすく破られ続けてきたかを知り抜いています。そのような状況のもとで、特措法は改正するが、同時に沖縄の願いにも必ずこたえようと訴えても、県民の方々が政府の言葉を信用できないのも当然であります。政府の言葉に信用を取り戻すためにも、政府に五年間の時間的猶予を与え、沖縄の諸懸案に集中的に取り組ませることが極めて重要であると考えます。

以上が民主党・新緑風会提出の修正案の趣旨と内容であります。沖縄の本土復帰二十五周年を目前に控えて、沖

縄の米軍基地を目に見る形で縮小していく第一歩を記すためにも、本修正案に対して委員各位の御賛同を賜りますよう強くお願いをして、提案理由といたします。

○委員長(倉田寛之君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○田英夫君 私は、社会民主党・護国連合を代表して、いわゆる駐留軍用地特別措置法改正案及び民主党・新緑風会提案の修正案に反対する討論を行います。

政府提案に反対する第一の理由は、法案の内容からも、また政府の姿勢からも、残念ながら沖縄県民への十分な配慮がうかがえないということであります。

日米安保条約上の義務は、実際問題として、沖縄の皆さんの理解と協力なしに履行することはできません。沖縄の皆さんは安保体制の重みの大きな部分を現に担っているからであります。しかも、米軍基地の過度な集中によって沖縄は既に過大な負担を強いられ続けてきたばかりでなく、古くから今日に至るまで一貫して本土によって忍耐を強いられ続けてきたのであります。

したがって、私たちは、沖縄の現状がどのような歴史によってつくられたかを思い起こし、特別措置法の改正に関する沖縄県民と知事、県議会の意向、基地の縮小を求める昨年九月の県民投票などについて十分に配慮するとともに、苦痛と負担を軽減する展望を示さなければならぬと思ひます。

それと同時に、もともと米軍の銃剣とブルドーザーで強奪された土地であることに思いをいたし、使用権限の空白を埋める法的措置は少なくとも必要最小限の緊急避難としての内容に抑制されるべきであります。

反対する第二の理由は、冷戦後に求められている平和のための多国間協力を構築する努力を欠いたまま提案されているということ、言いかえれば

軍縮時代に対応しようとする視点が改正案の背後に全く欠如しているということであります。

冷戦構造はアジア太平洋地域においても崩壊の過程にあり、したがって日本の外交は東アジアの緊張緩和、とりわけ朝鮮半島や中台関係の安定に貢献することが必要であります。しかし、政府がいまだに日米基軸だけにのみみついている印象を受けるのは私たちだけではないと思ひます。

以上で民主党・新緑風会提案の修正案及び政府提案の駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に反対する討論を終わります。(拍手)

○加藤紀文君 私は、自由民主党を代表して、日米地位協定の実施に伴う駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に賛成、同法律案に対する修正案に反対の討論を行います。

沖縄においては、米軍用地として政府が民間並びに自治体の土地約一万五千六百九十三ヘクタールを地主から賃借しておりますが、現在、このうち九・八％の土地並びに二万九千五百四十四名の地主については契約更新の手続は終わっているものであります。ところが、三千七十八名が所有する約三十六ヘクタールの土地については地主が契約更新を拒否しております。

嘉手納飛行場を初め十三施設にわたるこれらの土地は、国が使用権限を取得するため、日米地位協定の実施に伴う駐留軍用地特別措置法に基づいて沖縄県収用委員会が現在公開審理を続けておりますが、しかし公開審理のペースから見ても、これらの土地の使用期限が切れる五月十四日まで国が使用権限取得の手続を完了することは困難なことが確実な状況であります。

これらの土地は、日本が国家の基本政策として選択している日米安全保障条約に基づく安全保障体制を支える基礎的な条件として、国が賃借によって使用権限を確保して米軍に使用させているものであります。その土地について、国が使用権限を失い不法状態に陥るといふことになれば、日本という国の統治能力が問われても仕方がない。米國から見れば、日本は同盟国として最も基礎

的な義務を果たせない無責任な国、あるいは不安な国に映るでありましょう。また、周辺諸国は、日米安全保障体制あるいは日本の安全保障戦略そのものの、その最も基礎的な部分に空隙があることを目撃し、軍事的、政治的にさまざまな評価をめぐらすことでありましょう。つまり、このような事態は日本という国家の信用と能力評価に重大な影響を及ぼしかねないのであります。

我が自由民主党は、こうした無権限の事態を回避し、安全保障という国益を守る立場から、日米地位協定の実施に伴う駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案につきまして賛成するものであります。

しかしながら、国土面積のわずか〇・六％にすぎない沖縄県に、全国に存在する米軍基地の実に七五％が集中しております。県下五十三市町村のうち二十五市町村にわたり二万四千五百二十六ヘクタールの米軍基地があり、県土面積の一・一％、沖繩本島の二〇％を占め、地域の経済、交通、生活上のいわば生態系が分断され、経済活動や沖縄県民の生活が著しく阻害され、制約されている実態があることを真摯に受けとめております。

言いかえれば、米軍基地の重圧の中で懸命に生活している沖縄の人々の犠牲の上に日本の安全保障戦略が事実上維持されているという現実があることを認識しなければなりません。

安全保障の本質的な基盤は、武器や弾薬のみならず、国と国、人と人との信頼が大切であります。沖縄問題は二十一世紀の安全を確保するには何をすればよいのかを国民全員に問いかけていますのである。

我々自由民主党は、先頭に立って沖縄県の自立的発展の基盤を整備し、沖縄問題解決のため、たゆまぬ努力をしていく覚悟であることを表明して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○笠井亮君 日本共産党を代表して、原案及び修正案に反対の討論を行います。

まず、私は、この重大法案の質疑が我が党の強い反対にもかかわらず打ち切られたことに厳しく

抗議するものであります。

沖縄は、今年五月十五日、平和主義、主権在民、基本的人権の尊重を大原則とする日本国憲法のもとに復帰して二十五になります。ようやく収用委員会でも土地所有者の権利を守って実質審理が行われるようになり、政府の土地強制使用の不合理を追及し始めたやさきであります。まさにこのとき提出された本法案は特措法改正の名で土地の強制使用永久化を図るものにほかなりません。そして、沖縄県民の二十一世紀に基地のない平和な沖縄をという願いを真つ向から踏みにじって、米軍基地の固定化の仕組みをつくり出す許しがたいものです。

本法案は、防衛施設局が裁決の申請をしているだけで、また収用委員会が却下してもそれに対して不服審査請求をするだけで、暫定使用の名目で土地を強制使用し続けるようにするものです。土地の所有者に事前の防御権は全く与えられていません。これは、本来、公正中立な独立機関である収用委員会の役割をも根本から否定して、憲法二十九条の保障する財産権を著しく侵害し、三十一条の適正手続に違反するものであります。

さらに、本法案は、沖縄県民に対する新たな人権侵害にとどまりません。法治主義の原則をじゅうりんし、法に対する国民の信頼を著しく損なうものであります。悲惨な地上戦の体験を持つ沖縄県民、そして戦争の痛苦の反省に立ち、平和憲法と民主主義を守り抜いてきた日本国民に対する挑戦と言わなければなりません。

このような重大な問題を持つ本法案は、十分な審議を尽くして、国民に問題点を明らかにし、慎重に判断すべきは当然であります。ところが、沖縄での公聴会も開かず、わずかの時間で審議を終結し、採決を強行するということは、国権の最高機関である国会がみずからの責務を踏みこじるものであります。

日米安保共同宣言に基づいて、アジア太平洋地域に米軍十万人体制を維持する米戦略を支えるために、国民の財産権を踏みつけにする悪法を強行

する責任は厳しく問われなくてはなりません。

なお、民主党・新緑風会提案の修正案は、五年の時限立法にしても違憲明白の法案を正当化できるものではない、反対であります。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○益田洋君 私は、平成会を代表して、たゞいま議題となっており日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして賛成、民主党・新緑風会提出の修正案に反対の立場から討論を行うものであります。

今回の政府案は、沖縄駐留軍用地の強制使用に係る県の土地収用委員会の裁決が来る五月十四日の使用期限までに間に合わないことに伴い、国による不法占拠状態を回避するための必要最小限の措置として提案されたものであります。

私も、この改正案について、国民の間に試合の途中でルールを変えようとするものなどといった批判があることを十分に受けとめており、このような事態を招くに至った政府の責任は極めて重大であるとの認識を持っており、

沖縄県の大田知事が代理署名拒否をした一昨年九月以降の村山、橋本両政権の対応は、常に政権維持だけを念頭に置いたものであったため、結局問題を先送りしてきたわけでございます。

国家安全保障という国の根幹にかかわる問題に對して、日米安全保障条約を是認する立場をとるのであれば、その義務を履行するために責任ある政治家は不断の努力を積み重ねなければなりません。

基地用地の使用期限が切れ使用権原がなくなつた場合の混乱や、日米関係に及ぼす影響を考えた場合、基地用地に関する法の空白や違法状態を招くことは好ましくないと考えるものであります。

もとより、今回の法改正で沖縄の基地問題が解決したとは到底申せません。むしろ、改正案自体が包含する問題点や、昭和二十七年に制定された

駐留軍用地特別措置法そのものが日米安保条約に基づいて安定的な基地提供を行い得る法体系かどうか疑問を持つものであります。

すなわち、特措法は、基本的には総理大臣が基地用地として国の使用が必要であると認定したものを都道府県知事や県の収用委員会が審査する仕組みとなつておることであり、純国内的な施策であれば土地収用法の規定も当然ですが、在日米軍基地の確保は国の安全保障の根本的問題であり、条約上の義務であります。したがって、政府が最終責任を負う仕組みがどうしても必要であると考えるものであります。

さらに、沖縄の基地の負担を減らすため、日本国全体で基地負担を分かち合おうとするならば、国が責任を持つ法整備は不可欠でございます。これは一見厳しい法改正のように感じますが、そうしなければ結局本土への移転が進まず、沖縄での基地の固定化となり、沖縄県民にとつても、日本の安全保障にとつても正しい選択ではないと確信するものであります。

こうした認識に基づき、四月二日、三日の両日、橋本総理と小沢新進党首との会談が行われ、三項目の合意がなされました。この合意は基地の整理、縮小を含めた沖縄の基地問題に政府が責任を負うための新しい仕組みを整備することで一致したものでございます。我々はこの合意を重く受けとめ、その実行を求めるものであります。

その上で、沖縄米軍基地用地の不法占拠状態を避け、日米安保条約上の義務を履行するとの観点からこの法律は必要であると判断し、暫定的措置として容認するものであります。

冷戦後の今日、日米安保体制の存在は日米両国政府間に限られたものでなく、アジア太平洋地域の将来の安定に向け大きな影響力を持つと認識するものであることを付言いたし、私の賛成討論といたします。(拍手)

○本岡昭次君 私は、民主党・新緑風会を代表して、駐留軍用地特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成する立場から討論を行い

民主・新緑風会は、現在に至るまでの特措法をめぐる政府の姿勢に対して、本委員会審議を通じて幾つもの問題点を指摘したところであります。

まず第一に、法を遵守すべき行政府として、現行法で認められた手続を尽くすことこそとるべき道であつたにもかかわらず、また十分な時間的余裕があつたにもかかわらず、緊急使用の申し立てをあえて行わなかつた点であります。

本来、使用期間内に収用手続を完了するのが政府の義務であります。そのことを考えれば、今回の法改正は全く本末転倒である、日本国民とりわけ沖縄国民に映つてしまふのは当然とも言えるのであります。

また、政府は改正案を必要最小限の措置と説明していますが、収用委員会が却下裁決しても、防衛施設庁が審査請求しさえすればいつでも暫定使用が許されてしまう仕組みは、実態的には恒久使用となるおそれをはらんでおり、必要最小限の法改正とは到底言えないのであります。

戦後、日本は国の安全を守るのに必要な負担を沖縄にのみ過重なまでに強いてきました。政府はもちろん、私たち国会議員もまたその現実を目を背け、沖縄県民の痛みを少しでも分かち合い、県民の思いにこたえようとする努力を怠つてきたとは言えないでしょうか。

ところが、残念なことに、この間の特措法の改正をめぐる政府の姿勢はまず特措法の改正ありきで、あらゆる努力を尽くして沖縄県民の理解を得ようというものであつたとはどうしても言えないのであります。

しかしながら、既に五月十四日まで残り一カ月を切り、使用期限切れ後の法的空白は避けられなくなりつつあります。こうした状況において、国政を預かる者として、この事態をこのまま放置することを許してはならないと考えるものであります。その立場から、私は法改正はやむを得ない措置だと判断をします。

民主・新緑風会から提出された修正案は、法律の施行から五年後その効力が失われるという条件を盛り込むことにより、沖縄県民の基地恒久化への危惧を少しでも払拭し、同時に五年の間に政府が誠心誠意、沖縄米軍基地の整理、縮小、日米地位協定の改善、地域振興策の充実等の諸重要課題に取り組むことを促そうとするものであります。その意味において、本修正案は現段階で私たちがとり得る最も望ましい選択であると確信するものであります。

今申し述べましたとおり、我が会派提出の修正案が最も望ましい案であるという考えを表明いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○委員長(倉田寛之君) これにて討論は終局いたしました。

これより日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、前川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(倉田寛之君) 少数と認めます。よつて、前川君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(倉田寛之君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

泉信也君から発言を求められておりますので、これを許します。泉君。

○泉信也君 私は、ただいま可決されました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主・新緑風会、自由の会、太陽の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県に米軍基地が極度に集中している実態とこのことが県民生活に様々な影響を及ぼしていることが、かみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、日米安保条約の義務を果たすべく、沖縄県民の負担を全国民が担うとの考え方に基き、在沖縄米軍基地問題に最大限の努力を払うこと。

二、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速に実施するよう努めること。また、引き続き、米軍基地の整理・統合・縮小等に全力で取り組むこと。

三、アジア・太平洋地域の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米政府と協議すること。

四、沖縄振興策等の立案、実施に当たっては、沖縄の歴史的、地理的特性を活かし、制度・予算を含め、積極的に取り組むこと。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(倉田寛之君) 多数と認めます。よつて、泉君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、久間防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。久間防衛庁長官。

○國務大臣(久間章生君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、沖縄に米軍施設・区域が集中している現状と、このことが県民生活にさまざまな影響を及ぼしていることに思いをいたし、その御趣旨を踏まえて適切に対応してまいりたいと存じます。

○委員長(倉田寛之君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(倉田寛之君) これより請願の審査を行います。

第一六六号沖縄米軍用地強制使用のための特別立法反対等に関する請願外二十三件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「新法」という。）第十五条から第十七条までの規定（以下「暫定使用に関する規定」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）を「施行日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（暫定使用に関する規定の失効）

2 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「新法」という。）第十五条から第十七条までの規定（以下「暫定使用に関する規定」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

平成九年四月二十二日印刷

平成九年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K